

民間資金等活用事業推進委員会

第9回合同部会

議事録

内閣総理大臣官房内政審議室

民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会第9回合同部会議事次第

日 時： 平成12年6月9日（金） 13:00～16:31

場 所： 永田町合同庁舎 5階第一会議室

1. 今後の進め方について
2. ガイドラインの論点整理について

### 出席者

#### 【委員・専門委員】

西野部会長、山内部会長、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員  
有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、鶴崎専門委員、廣實専門委員、  
光多専門委員、美原専門委員、矢野専門委員、山下専門委員

#### 【関係機関出席者】

大石政策企画官（建設省）、杉浦課長補佐（通商産業省）、松本公共住宅事業  
調整官（建設省）、満田企画官（自治省）、森専門官（運輸省）、小林技監（千  
葉県）、小山課長（東京都）、古谷課長（神奈川県）、三上次長（千葉市）

#### 【事務局】

白須民間資金等活用事業推進室長、阿部参事官、古谷企画官、清水企画官

西野部会長 それでは、ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第9回合同部会を開催いたします。

本日は、先週まで行ってまいりましたヒアリングを受けまして、今後の進め方について改めて検討した上で、ガイドラインの論点整理について議論したいと思います。

議事の都合上、進行は私が務めさせていただきます。議題が配られておりますが、議事に入ります。

まず議題1「今後の進め方について」について議論したいと思います。

第1点目は、ヒアリングを一通り終えたところでありますが、第3回合同部会で整理した今後の進め方等について、再検討すべき点があるかどうかということ。第2点目は、ヒアリング後に行うこととしております論点整理等について、今回議論を行った上で、次回、6月16日ですが、ある程度の整理を行うこととしてはどうかという点であります。

議題に入ります前に、これまでのヒアリングにおいて発言された論点等をもう一度復習しておく必要があると思います。事務方で資料をまとめておりますので、御説明をお願いしたいと思います。また関係の資料もありますので、併せてざっと説明を願います。

事務局（資料2から資料5までを説明）

西野部会長 資料の取り扱いにつきまして、資料1から4までは、ガイドラインについての意見に関わるものとして、ガイドラインについての検討状況に照らしまして、適当な時点において公表するものとし、当面非公開の取り扱いとしたいと思います。なお、資料2から4については、ヒアリングのポイントを大急ぎで取りまとめてもらったものなので、正確を期するため、公表までの間に修正されることが有り得るものと考えております。

事務局 今、部会長からお話がありましたが、資料5のPFI事業例につきましては、本日部会終了後、直ちに公表させていただきます。

西野部会長 それでは、資料1についても簡単に事務方から御説明をお願いいたします。

事務局（資料1前半について説明）

西野部会長 どうもありがとうございました。第3回の合同部会、大分前ですが、今後の進め方について、ヒアリングを受けて再検討すべき点があるかどうかの議論をすることとしたと思います。また、今回と次回の合同部会である程度論点整理を行うことでよろしいでしょうか。今説明がございましたが、まず、進め方についていかがでしょうか。どうぞ御発言がありましたら御意見をお伺いしたいと思います。

A 専門委員 非常に短時間にここまでまとめていただきましてありがとうございます。前提としてバリュー・フォー・マネーとリスク分担ということを中心に検討を進めるということなんですが、いろんな人から共通点として出た2点以外で、何か今回追加して、ぜひ何らかの形の答えを出した方がいいというものがあるのかどうかということと、もう一つは、これだけの英国のタスクフォースのガイダンスを読まれて、この中でもバリュー・フォー・マネー、あるいはリスク等について十分検討されたと思うんですが、それ以外について、これを加えた方がいいという推進室として何かお感じのことがあれば、ちょっとお

聞かせたいと思います。

事務局 資料の整理の仕方です。ややにじみ出ているのかもしれませんが、最初まずバリュー・フォー・マネーを各項目ごとに挙げておまして、その後、分担等関係ということで、リスク分担と協定のところをいわば含めたような形で扱っております。これは基本方針の3において、双方が、いわばリスク分担が協定の中で扱われているということも考えました上での組み合わせをいたしておるわけです。その他のところがプロセス、公表のところということでまとめさせていただいている。プロセスの話と公表の話というのは一応分けてございますけれども、結局各段階についての公表の話というのが大分御議論になっておりますので、プロセス、公表というのはいわば一体の話であろうというふうに感じております。

ヒアリングの過程という点ですと、特に協定に時間がかかる、あるいは協定の形のある程度のを、最初は提示していかないととっとえらい時間になるとか、エンドレスな話になるといったようなお話で、協定の問題を重視なさるといふ御意見はかなりあったかというふうに考えております。また、プロセス、公表の問題につきましても、ヒアリングの過程でもいろいろ御意見がありましたし、これについて委員等の間からもいろんな御指摘があったというふうに考えておまして、そういう意味で、いわば3つに分けた形でもって整理をさせていただいております。

これは第3回合同部会の際にも、VFMとリスク分担が中心で、その検討作業からプロセスや公表の問題が派生して何らかの成果と、こういうお話がありますので、ややそれにならったような形でもって、この3つの形で整理をさせていただいた。その他のところがありますけれども、その他のところは、ある意味で申しまして、そもそも論のような話とか、PFI以前の問題とかそういうお話ですので、ややガイドライン的なものではカバーしにくい話だろうと考えておりますが、カバーし得る問題としまして、大別すると3つぐらいなのかなと考えております。

A 専門委員 そうしますと、バリュー・フォー・マネーとリスク、特にリスクは大きな関わりを持つのでしょうか、協定という大きく3つのアクションがあって、それぞれはプロセスとか公表という、どちらかというとき系列、時間に関係のあるものに対して、それぞれがその段階において、どう取り扱われるかというふうな形で大きく見ればよいということですね。

事務局 大きく見ますと、そういうことだろうと思います。

B 専門委員 今のAさんのお話と絡みとして、私もプロセスがやはり大事だろうということは最初に考えておりましたので、今、事務局からのコメントのように、プロセスというのは全体に関わることだと思いますし、その中から派生してきた問題をきちんと対応するということが大変結構なことではないかと思っております。

それから、私、メールで御提案をさせていただきましたけれども、関係の中央省庁の御意見を、ヒアリングということではなくても結構だと思いますけれども、多少なりとも参

考とさせていただいたらいいんじゃないかというふうに御提案を申し上げておるんですが、その辺について少しお願いします。

西野部会長 中央省庁の問題は、ここにおられるというのが一つと、事例もそれほどないと理解しております。今までの範囲で十分カバーしているのではないかと判断を個人的にはしております。特に中央省庁だから変わったことがある、そういうこともないし、ヒアリングで聞いたものでバリエーションとしては十分出ているのではないかと思います。コメントは私も読ませていただいておりますが、事務局にそのようなアレンジをしてはどうかという特に強い指示もしてありません。

事務局から、私の説明に補足するようなことはありますか。

事務局 御趣旨は、いわゆる直轄事業の問題について、直轄の場合どういうふうにかえるのかというお話だろうと思います。特に、基本方針が第一義的に国のPFI事業、つまり直轄事業というのを念頭に置いている。そうすると当然ガイドラインもそれが前提となつての基本的な考え、それがいわば地方に及んでいくという形なので、その根っここのころの点はどうなんだろうかという御指摘だったかというふうに考えております。E委員からもその後いただいていると思いますが、これは当然各省庁から御出席の、特にこの席ですと、いわゆる事業所管省庁としては、大口としましては、建設、運輸御両省があるかというふうに考えておりますが、それぞれの直轄の事業のときに、これがどういうふうに違うんだという一般的な形で各省からお話を伺うというほどの必要性は、今、部会長からもお話がありましたが、現状からしてあるとは思にくいなと。ただ、それぞれの段階におきまして、こういう点についてどうなのかというような点について、この席で御議論があれば、これはB専門委員のコメントの中にもあったかと存じますが、それぞれの省庁の方々からお話を具体的な形でもって、具体的な問題点についてということでもってお話しただく方が適切なのかというふうに私どもとしては考えております。

C委員 現実にヒアリングがほとんど自治体の案件であったので、私もそうは思いますが、それに対して基本方針のところでも若干議論がありましたように、PFI法というのは、基本的には国のPFI事業に関するものなので、ガイドラインについても一応国の事業に関するガイドラインというふうに作らざるを得ないのではないかと思います。今の御質問は、それだったら国の方は大丈夫なのかということで、同席して下さっているからということですが、ガイドラインのたたき台をパブリック・コメントする前に、事前に関係省庁の協議を経るというところがありますね。これは通常何か作っても関係省庁の協議を経るのに非常に時間がかかることがよくあるわけですが、ここは中央省庁の方がこの会議に同席していらっしゃるということで、そこら辺はそれほど時間がかからないで済むという理解でよろしいのでしょうか。

もう一つ。実はヒアリングのところで、何か所か地方自治体がPFI事業をする場合の問題点について事業者の方からの指摘等々もいろいろありましたが、このガイドラインはそもそもが国の事業に関することです。そこを基本にすると、あまり地方のことは考

えなくてよい、ただ、国の事業についてだけ言えばよいという話になるのかなとも思うのです。それはガイドラインとしてはまさにそうなのですが、その辺で自治省の方もいらっしゃっていますから、このガイドラインに直接反映ということではないんですが、意見を伺えればと。

それからもう1点は、先ほどのプロセス、手続もやはり入れてほしいという話は、まさにそうだなという感じがしておりました。というのは、非常に個別的ないろいろな案件がありますので、バリュー・フォー・マネーであるとか、リスク分担であるとかについては、ある程度柔軟性を持たせなければいけないと思いますが、透明性でありますとか、審査委員会の問題でありますとか、どういうプロセスでやっていくかというのは、まさにガイドラインである程度は決められるものではないか。そこが、PFI事業が三セクのような状況でなく、きちんとやっていくということの担保にもなるのかと思いますので、ガイドラインでかなり明確に決める必要があるのではないかという気がします。

事務当局 3点のうち、第3点目は御意見ということで、御質問の形は2点かと思えます。第1点目の方は、私の方からお答えいたします。

ここに出席していただいていることによって、関係省庁の協議に時間がかからないかということにつきましては、当然そういうことは期待の範囲に入っております。ただ、もちろん、ある意味でここに現在御出席いただいている方につきましては、基本的にはそれぞれの経験、知識を生かしながら、委員会の審議に貢献していただくという意味で来ていただいているわけですので、そういう意味からいって、この段階でもって常に関係省庁の意見を、ここでいろいろと言うことを考えているわけではありません。

それから第2点の自治体の件につきましては、これは基本方針のときにも、地方で使ったらどうかということはあるという点は、基本方針の際に既にあったわけですので、ガイドラインの点についても同じようなことはあろうかと存じます。

関係機関出席者 私の方からは、御案内のとおりガイドライン自体は国等のPFI事業にということとして、おそらく地方はこれを参考としてということで、また広く周知徹底させていただく形で十分かなと思っております。御案内のとおり、基本方針も国の公共施設等の整備等についてであり、地方公共団体はこれを参考にするという形になっていますけれども、実際問題、地方団体で大変よく精読されているようにも今の状態として受け取っております。ですから、同様の方式で周知徹底を図っていけば、前にも増して細かい部分までかなり読み込んで事業に取り組みれるのかなというような気がいたします。

D 専門委員 今回のC委員の話に関連してですが、先ほどB委員がおっしゃった関係も含めてですが、中央省庁というのは2つの立場があると思うんです。1つは実際に事業を推進する。今回のこの基本方針も、国のPFIというのが一番中心で、前にそれを地方自治体まで及ぼすかどうか随分議論した経緯があるわけで、そもそも国のPFIというのが一番の中心テーマだったわけなので、そういう点でいくと、第一の顔というのが事業を実際に推進する立場。第二の立場が、今までいくつ自治体関係でプロジェクトが進んでおり

ますけれども、それぞれのところで補助金等もございますし、所管のところにいろいろ相談があると思うんです。そういう点でいきますと、各省ともに、それぞれ自治体のアドバイス、または指導というお立場の2つのお顔があると思うんですが、そういう点でいきますと、ぜひどちらかの形で、私もできれば中央省庁の方々に何らかの意見をお伺いしたいんですが。少なくとも一つは、協議の前段階としまして、我々推進委員会で今からいろいろ議論しようとしているわけですが、例えば地方自治体からの相談があったかもしれせんし、こういうところは今のところ、各省としてもこの中で議論していただきたいとか、この辺は自分たちの各省庁でも今検討しているとか、もしあれば、少なくともそこそこは出していただくことが必要じゃないかと思っております。

事務当局 御指摘のように、中央省庁というのは、いわば直接の事業主体という意味と特に国庫補助事業について指導するという立場と2種類の立場がある。その場合、当面の話ですと、特に後者が中心になろうかと思えますけれども、そこについて、いろんな話の過程を通じて、各省庁において特にこれはというものがあればというようなお話だろうと思うのですが、もちろん、あればお話をしていただくのは大いに結構ですし、またあれば、恐らく、そういうお話があろうかと思うのですが、これは現在いよいよ取りかかっているところですから、中央省庁サイドにおいても、いわば各自治体の手探りの段階に対応したような形でもって御相談に乗っているという状況だろうと私は推察しておりますが、どうでしょうか、まとめてお話になりたいというほどまとまった状況になっておられるかどうか。

A 専門委員 今お話が出ているのは非常に重要なことだと思うんですが、私たちがいろいろな地方自治体の方とお話をしていると、やりたいんだけど、国庫補助関係の事業についてどの程度の補助が得られるのか。法律では一応最大限、補助がされているものについては有り得るということなんですが、いわゆる事業の内容なり、あるいは状況によって、それらがその都度一つずつ、それに応じて評価されていくのか、それともある一つの、それこそガイドラインみたいものがあるって、例えばごみの発電であれば、こういう国としての方針で当面進めるといようなものが前面に出るのか、その辺がちょっとわからないということがあります。なぜそうかということ、日本では少ないのかもしれませんが、民間発意の場合に、ある程度そういうものも我々が知っていて、それをうまく使いながらやろうとしていくのと、暗中模索でどういう補助が得られるのか全然わからないのに、民間発意をするのでは全然違うということもありますので、その辺、これからの話にもなるかと思いますが、当面それについてどういうふうを考えるのかということをやはり議論すべきじゃないかということがあると思います。

E 専門委員 3月29日付の自治省の通知は大変参考になるものでして、各自治体が色で塗りつぶされるぐらい皆さん読み込んでおられるわけで、ああいう形で書かれたものというのは、やはり官側あるいは民側にとっても非常に大きな意味を持つかと思うんです。廃棄物処理に関して、中央省庁の厚生省から地方自治体にPFI案件についての処置という

ことで書かれたものが出ております。これは恐らく多くの方が期待されているかと思うんですが、このPFIに関して法律が出、基本方針が出、あるいは自治省からの通知も出た現段階で、各関連の事業省庁の方は、それに対してどういう考えをお持ちなのか、あるいは、どういうところが今検討中なのかとか、そういうところを書いたもので出していただくと大変参考になるのではないかというふうに思うわけです。

例えば建設省の方で御検討されているというふうに伺っていますが、公物管理の判断の問題、すなわち現在の公物管理者とPFI事業者との関係を、建設省としてそれをどういうふうに判断されているかというようなことも御検討されているというふうに伺っているわけですが、これも一日も早く書いたもので出していただくと、皆さんがそれを大変参考にされるのではないかというふうに思うわけです。あるいは文部省の方でも学校というプロジェクトがありまして、これに対しても判断がある意味で出ているわけですが、これも書いたものは恐らくどなたもご覧になっていないとは思いますが、そういう形でPFIに関する各省庁のお考えが書いたもので出てくるといえることがあるとよろしいのではないかというふうに思っております。

C委員 このガイドライン策定に直接関わるわけではないんですが、せっかくヒアリングが一段落終わったところなので、申し上げておきたいんですが、この過程で公物管理法の問題でありますとか、地方自治法上の問題がいろいろ出てきておりますし、恐らく自治省、港湾だったら運輸省でありましょうし、あるいは、ごみもあります、それぞれ所管官庁にどうなるのかという問い合わせ、あるいはPFIならばどうすればいいのかという疑問がたくさん寄せられているのではないかと。少なくともPFIをやろうとする方々は非常に悩んでいらっしゃるんで、その辺りを直にガイドラインに盛り込むというわけではないんですが、ヒアリングでも出ておりましたので、この作業が一つ終わった段階ぐらいてもよろしいんですが、そういう法制度の問題点に対する対応をどうお考えになっているのかということを一回まとめて伺う機会を作っていただければと思っております。

F専門委員 今の先生の御発言は私も賛成です。ただ、この部会の目的はあくまでもガイドラインをどう作成するかです。若干奇異に思えるのは、ガイドラインというのは、基本的には評価判断基準とか、手続き、あり方等を解説するわけですが、法的には国の案件です。考えとしては自治体に準じて適用されるという形になるのですが、イメージとしては私は国の直轄事業なんかほとんど考えていない。また実態もそうでありましょう。ですけれども、非常に気になるのは、既に行われている各事業官庁等々の御指導のあり方、物事の考え方でもあります。既に様々な自治体が事業官庁に御相談に行っているはずなんです。それは明確に聞いています。様々な御質問を寄せられている。その御質問の内容次第では、実はガイドラインに関わり得る内容が存在しているかもしれないわけです。それを正確に事業官庁あるいは許認可官庁の方から吸い上げることが委員会の判断としては適切と判断しますし、また部分的には、恐らくガイドラインの作成にも資することになるん

じゃないかと思っています。

西野部会長 いろいろ御意見が出ております。これは今日一番最初に申し上げましたが、第3回合同部会で整理した中には、当面VFMとリスクの分担を中心に検討を進める。その後、それだけでは済まないであろうということで、プロセスに関連する問題でいろいろ取り上げないといけないであろうというところまではきているんですが、お聞きしておりますと、それ以外にいろんなことが入って来ざるを得ないであろう。こういうふうに言っておられると理解してよろしゅうございますか、そういうふうに関心してまいりますが。

G委員 この席はヒアリングをして、特にVFMとリスクということでのいろんな事情とか、お考えとか、お悩みとかをお聞きしましょうと、これが主だと思っております。翻って、先ほどC委員からも御指摘がありましたように、当初、基本方針の議論の過程で、まず第一義的には、国の直轄事業に関するものだ。ちょっと変な話、私、個人的に感じておりましたのは、某省の方が、これは地方に口出すなみたいなことを一時おっしゃったような気もしないではないんですが、まず第一義的に国があって、それに準じて地方が考えていただく。国の直轄事業が全くないとすると、全く芯のところがなくて議論が進んでしまうんじゃないかという印象があります。

次に、具体的にバリュー・フォー・マネーの中で議論があったんですが、多分税金ということを考えてみますと、国の事業と地方公共団体では若干立場が違うんです。そうしますと、VFMをどうやって計算するかとかいうときに、地方公共団体の事例だけを考えればいいのかというと、やっぱり問題があるんだらうと思うんです。そうすると、やっぱり私なんか、もちろん地方自治体に一生懸命やっていただきたいし、そのための議論をしているというふうな、非常にウエートが高いんだらうと思うんですが、国においても数がどれだけ多くなるかわかりませんが、具体的な事業を取り上げていただいて、それについてガイドラインがどういうふうに必要なかという御要望なり、お考えなりを聞いておかなければいけないんじゃないかと思っておりますので、今日の今日というわけではありませんが、何らかの機会で各省庁が具体的な事例にのっとった格好で、いろいろな御意見をおっしゃっていただきたいと思っております。

関係機関出席者 オブザーバーなんですが、自治体の立場で。実は先ほど関係機関出席者の方がおっしゃったように、非常によく読み込んでPFI法に準じて私どもの方はやらせていただいているわけです。昨日、二段階審査の第一段階なんですが、16グループぐらいの応募があったわけです。民間の方は非常に興味がお有りになるということで、私どもの事業も規模的には適切どころなのかというような感じがして、これから先どうやって進めていくのかなということで、第二段階に行く段階で、3グループか、あるいは5グループにしようというふうを考えているわけですが、実際、私ども自治体が何を意識しなきゃいけないかということ、やはり議会なんです。事業をやっていきますときに、これはPFIでやりますということで、今もてはやされている事柄なので、非常にいいことなので、今までやったよりも安くできますよ、メリットは一杯ありますよと、こういうこと

でやるわけです。そうやってやればやるほど、それでは今までやっていたのは何なんだという議論が当然議会から出てくるわけです。いろいろのお考えの方がいらっしゃいますので、それに対して一つ一つ説明するわけです。

実際、自治体で市民と直にやっています場合には、市民の代表である議会というのが一つの事柄ですし、PFIがいいということになれば、この事業もPFIでいけ、これもいけ、これもいけということになりますと、これは大変な話になるんです。そこらのところを含めて、ガイドラインとして国がどういうことをお考えになって、どういうガイドラインをお作りになるのかというのは注目すべき事柄であって、それは地方自治体、あるいは民間のヒアリングを通じて出てきたものを、手順の順番に従ってガイドラインを作るということではなくて、やはり哲学的なものが一本入ったものを作り上げていただくと、私も自治体として非常に参考になるというふうに、今の段階では直感的にそういうふうに考えているわけです。

ちょっと今の議論とは違うかも知れませんが、ガイドラインをお作りになる場合には、それぐらいの覚悟でお作りいただければ有り難いというふうに考えております。

事務局 哲学的なものを含めてというお話だったんですが、私どもの理解としましては、哲学的なものは基本方針の話でして、また、そこでガイドラインでもって哲学を加えるというのは、これは体系としておかしいことだろうというふうに考えています。

C委員 今回の御発言は自治体のお気持ちとしてはよくわかるんですが、やはりPFI法はそうになってなくて、基本方針も法律に基づいて、一応国のPFI事業という形でできておりますので、ここで作るガイドラインもやはり国のPFIに関するものになるのはやむを得ないと思います。自治体にそのまま適用されるものではないという、これは了解として当然あるわけですが、もちろん技術的な部分もいろいろ含まれていますので、それが使いやすく、参考になるだろうということは、推測されるのですが、ただ形としては一応切り離しておく必要があるかと思えます。

ただ、私が先ほど申し上げたのは、国の法令のいろいろな拘束的な縛りの問題については、国の問題でありましょうから国の法令を改正するとか、そういう中央省庁の対応を伺いたいということを申し上げたのです。ガイドラインについては一応そういう切り分けをせざるを得ないのではないかと思います。

事務局 各委員、専門委員からのお話で、言ってみますと、国の取り組みについて話を聞きたいということが、ガイドラインとは直接の話ではないけれども、何らかの関係があるにしても、一応別途の話として話を聞きたいという話と、それをやらなきゃガイドラインの検討に入らないよという話と、いわば極論的に二大別あるかと思うのです。各委員の御発言が必ずしもはっきりしないのですけれども、そこはどのような理解の方がいいのでしょうか。

B専門委員 聞かないと先に進まないという話は、私も含めてどなたもおっしゃっていないんじゃないかというふうには思います。私がメールで書いたのも、ヒアリングという

ような手続上のことはこだわらなくても、御出席いただいているわけですから、3時間も3時間半もやっている中の30分ずつ、各省庁がというタイミングはいくらでもとれるのではないかと思いますので、ガイドラインに当然反映されることになるであろうとは思いますが、やはり先ほど来お話があるように国のガイドラインということですから、それがどういう形で反映されるか、非常に具体的な形で反映されるかどうかはわかりませんが、議論と並行してそういう機会を設けていただくというのは、それほど大変なことではないのではないかとこのように、割りに気楽に考えて御提案を申し上げたのも事実ですし、私としてはそういうふうを考えております。

西野部会長 ヒアリングをした中に、大学の例が一つございました。大学はある理由で大学の設立者が建物を所有しないといけない、昔からその話は知っておりまして、どういう理由でそう法律が定めているかということもあるのです。PFIのために、ずっと曲げられるかどうかというのは全く別のご話でございまして、よって立つ基盤が全く違うところにある。大学を設立させて、認可を受けて、数年後に解散する、そういった事態というのは全くないわけではないということも知っております。

違う次元の話がいろいろありまして、ここで期待しておりますのは、ガイドラインを書く中で、参考になることは当然発言があるだろうと私は期待をしておりますし、そうあってしかるべきだと思うんです。非常に大きなバックグラウンドがありまして、PFIひとつで全体の思想が変えられないものは、やはり変えられないということ自体は、当然それぞれあるということも理解できることとさせていただきますから、このガイドラインはあと3ヶ月ぐらいでまとめようとしている中で、時間は短いように思いますが、今言われたとおり、これだけ出席しておられますので、大事な問題については発言があるでしょうし、またガイドライン作りを進めていくワーキンググループの中で問題を提起されれば、当然何か言ってこられるということであまり心配はしておりません。実施状況を見ながら判断をしている問題かなという気がしております。まとめて話をさせていただくと、かえってどこかで打ち合わせをしないといけないとかいろいろなことがあって、話が固くなってしまうのではないかとこのように、一つ一つ個々の問題にぶつかったときの方が、私は関係する役所としてもいろんなことを言えるのではないかと。少し楽観的過ぎるかもしれませんが、そういう気持ちも持っております、わざわざ取り上げて聞くことはないのかなと思います。

G委員 ちょっと私の発言がどういうふうにお取りになったかよくわかりませんが、あまり難しいことを考えているわけではなくて、国の直轄事業というのはやっぱり検討の第1点になるであろう、自然の流れからきましてね。その中で、例えば経企庁の委員会の最後の方で、各省庁ごとに直接手がけるであろう事業をいくつか挙げられておられるわけです。何となく御検討されていると思うんです。実際にそれが実施方針までいかないかもしれませんが、その中で具体的な事例で、テーマとなるようなこととお話しいただいて、それを踏まえてガイドラインの討議をしたらいいのかなと、そういうつもりなんです。今の

お話のままで、このまま国の方が直轄事業何もしないでいきますと、地方公共団体の話だけで終わってしまって、全くそれが同じであるのかどうかも我々わからないで、そのところがぼっかり穴が空いてしまう。そういうことじゃなくて、やっぱり数が多少少なくても、国の立場でやったときのバリュー・フォー・マネーなり、リスクなりの考え方というのは、多少違った立場での御意見があるのかなと。さっきおっしゃいました税金なんか、明らかに違うところがあるわけなんですから、そういうお話をぜひともお聞きしたいということなんです。

D 専門委員 今の西野部会長のお話は大体わかりますが、2つ質問です。1つは、今ガイドラインを一生懸命議論しようとしているんですが、これの私どものお得意様というか、クライアントは国の省庁でございます、取りあえず、私どもは国のPFIを第一義的に置いてやるわけなので、企画庁のときに随分議論しましたけれども、それから随分間もあいておりますし、いろんなところで、各省でそれぞれ少しずつ議論が進んでいるところがあるように聞いております。したがって、私どもはお得意様に合うようなガイドラインを作らなければいけませんので、この辺のところ、もし各省の方で、こういうところはぜひ入れてくれとか、こういうところはここまでもう進んでいるよ、ここら辺はこういう形で考えていますよという話があれば、ぜひそのところは現段階で出していきたいと思っております。

それから、国の方でいろいろ検討している中で、いくつかマーケットに対して何らかの事実が流れているような感じを受けておまして、そこについても何らかのお考えがあれば出していただきたいと思えます。全般的というのが難しければ、ガイドライン全般ではなくて、我々、バリュー・フォー・マネーとリスク分担について取りあえず議論するわけですから、この2つについて、例えば、ぜひここは検討に入れてくれとか、その2つについて絞っていただいても結構かと思えますが、推進室の方ではずっと各省からいろいろ注文を聞いておられると思えますけれども、我々委員の方も直接その話を、さっきB専門委員がおっしゃったように、そんなに時間を取る話でもございませんので、お考えいただいた方がガイドラインのこれからの議論がより生産的かなという感じはいたします。

西野部会長 大変恐縮なんです、後ほど次回の話をしたと思うんですが、論点整理等について、できれば次回で整理を行っていかというのを今日の結論の一つにしたいと思うんです。

もしそういう結論になりますと、何を取り上げるかというのは次回の問題になってくるわけですが、ちょっと私の考えでは、バリュー・フォー・マネーについても、その他ガイドラインの内容についても、今まで大分ヒアリングをしていますから、問題点はかなり明らかになっているので、委員の方から先にどんどん進めていきますと。もちろん各省庁から来ておられるので、省庁として具合の悪いところがあれば、それはそれなりの何らかの意見が入ってくる。最初から聞いて、そういう拘束条件のもとで進めるよりは、委員から自発的に進めていって、それはどうもうちの制度の考え方から見ると、こういう理由で

困るんですという方が、最終的にいいガイドラインができるのではないか。

そういう気持ちもありまして、ある意味で、委員、専門委員を含めまして、特にワーキンググループで進めていくとなれば、皆さんはある意味では、この分野の一番の専門家でございます。こういう言い方をすると怒られるかもしれませんが、どちらかという、役所の中のローテーションベースでPFIを担当して勉強されている人に比べると、長年携わってきた強者だと私は信じておりますし、ずっと世界の情勢にも明るいと思います。英国のガイダンスも、恐らく大部分の方は個別には持っておられるんだと思います。そういうものも勉強しておられる中で、むしろイニシアティブをとって進めていき、それについてこの点が困るとか、この点は少しこういう事情があるんですという方がいいガイドラインができるのではないか、そういう気持ちもありまして、まとまって話を聞いちゃうと、それに影響を受けて、むしろ自己規制をしてしまうようなことになって、いいガイドラインができなくなるということもあるかなという意識を持っております。

A 専門委員 個人的ですけれども、もちろんお聞きしないとスタートできないという意味では全くなくて、これからの進め方によると思うんですが、いくつかのワーキングができて、それぞれバリュー・フォー・マネーなり、リスクなりの議論をしていく中で、それぞれの担当省庁も含めて、ある意味の合意形成がないと、我々が勝手に作って、公表するという問題ではないので、その辺をぜひ、意見が欲しいということです。まさに省庁自らやられることはもちろんですけれども、実質的には、これから地方自治体がやられる中で、所轄省庁との関係がきちんと筋の通ったものになるためには、そういう意味でのこの場での合意がきちんと得られていないと前に行かないと思いますので、これからのプロセスの中でぜひお願いしたいという、私自身はそういう思いです。

西野部会長 一般論としましては、先ほど事務局から話がありましたように、たたき台を各省庁に回して見ていただいて、その段階で大きく変わるようなものであったり、その段階で非常に時間がかかるような、そういうたたき台というのは非常にまずいので、当然委員がイニシアティブをとって進めるにしても、その中で適宜省庁のコメントが入ってくるでしょうし、それはそれなりの説得力を持った説明がなされるんだろうと思いますが、その意味では共同してこれから作っていくというためにもお願いしております。国の話を中心ですから、地方自治体の問題はどうかというのは残るんですけれども、それについても何らかの形で処理をうまくできればと思っておりますし、そのためにも自治体からいろいろ起用がいただけるように、ワーキンググループの中に入って仕事もしていただくということも踏まえましてお願いをしてきておりますから、あまりここで前もって拘束条件を付けなくて仕事をした方がいいのかなと。

事務局 お手元に既にお配りいたしまして、今日あまり御説明申し上げなかったのですが、資料のバリュー・フォー・マネー、あるいはリスク分担、その中で例えばリスク分担の方でございますと、参考としたものということで、建設省報告書、自治省報告書云々とこういうふうに出ております。

また、やはり同様に建設省、自治省等々の具体事例からの抜粋をお付けいたしているところでした、この中で特に事業所管省庁のものという形ですと建設省のものですが、4事業、市街地再開発、公園、プール、道路につきましての報告書というのが既に出ております。これは3月に出ているものですが、具体的に建設省の中でもって研究会を作って御検討をいただいているわけですが、端的に申しまして、これはいずれも補助を前提として御検討になっているものというふうに、現実の問題としては見ざるを得ないところですし、そもそも現在の我が国の直轄事業と補助事業の割合からいたしますと当然補助事業の方が多いわけですし、現実のケーススタディというのは、どうしても補助事業から入っていったの御検討ということにならざるを得ないだろうというふうに思っております。例えばJAPICの報告書でも、廃棄物処理というのはそもそも直轄ではないわけですが、大抵のものはそういう形で考え得るものだろうと思っております。

ある意味で申しますと、現在出て来て説明してくれと申し込んで、話せるのは建設省の報告書ぐらいで、これは既に公表されているわけですが。各省でもいろいろ検討はなさっていると聞いていますけれども、まだ内部的にもこうだと詰まっている状況ではないかと思えます。現実のそれぞれのところにおいては、当然御検討になったところを踏まえられて、特に建設省、自治省辺りは、個々のものについてはそれなりの御見解は有り得ると思えますが、じゃ、あなたのところの事業は全部そうかと、こういう形で聞かれますと、建設省の事業と申しまして、道路、河川の類から都市局、住宅局の問題まで随分違うわけでございますから、そこはなかなかちょっと一本ではお答えはしにくい話で、個々のところでは、それなりのことは御発言はできる話だろうというふうに考えております。

西野部会長 いろいろガイドラインの対象について意見が出ているようですので、これについては今後の論点整理の中でさらに検討を加えていってはどうかと思えます。次回の話になるんだろうと思えますが、その前段階の議論に少し入りたいと思っております。

それと、ずっと私の持っている感じなんです、今までの事例の話のヒアリングを聞いておきますと、PFIの事業としては、そういうやり方は必ずしも適切ではない、一種のトライアルでやっているものですから、そこには問題があるのではないかと幾分感じたんです。それに対してガイドラインの中で、こうしてはというのを示していくというのが仕事であり、その意味ではトライアルでやったものが、必ずしも新しいガイドラインと照らし合わせて合わなくても、トライアルですから結構なんです、国の省庁の話も、うちはこういうふうにやりますと言ったものが、ガイドラインとずれたりしていると問題かもしれないので、それもありまして、あまり話を聞かないでたたき台の原案に示して、その上で、それが国として実施できないという理由があるならば、それはその理由も勘案しまして、どこか解決策を探していかないといけない、そういう性格ではないかという気が個人的にはあります。そのために、あまり前もって聞かない方がいいという気持ちで発言をしております、結果的にいいガイドラインを作るには、その方がいいかなと思っております。また、これについても、休憩の後で、多少必要であれば、さらに御意見をお伺いした

いと思います。一応ここで10分ぐらい休憩をとって40分ぐらいから再開をしたいと思  
います。今の問題も含めて、できれば論点整理の議題に移りたいと思っております。

(休 憩)

西野部会長 それでは会議を再開いたします。

議題2の「ガイドラインの論点整理について」に入りたいと思います。資料1の2ペー  
ジ目に整理が必要と思われる論点の項目が挙げられておりますので、事務方から御説明を  
お願いしたいと思っております。

事務局 (資料1後半について説明)

西野部会長 どうもありがとうございました。ヒアリングではいろいろな論点について  
発言がありましたが、我々としてはガイドラインのたたき台の作成というのを念頭におき  
まして、論点を整理していく必要がございます。この点を踏まえて御議論をしていただ  
ければと思います。よろしく申し上げます。

最終的な整理はこの次になりまして、その間に考えていただく時間はありますが、この  
場でできる限りの発言をしていただければと思います。

B 専門委員 ごくごく単純な話ですが、VFM関係で細分することは有り得るかどうか。

事務局 第3回でございましたか、山内部会長から、バリュー・フォー・マネーの問  
題でも、それだけでもいくつかのワーキンググループができるというような御発言がござ  
いましたので、部会長の御発言でもございますので、それを受けさせていただいていると  
いうことです。

G 委員 私の理解では、細分というのはほぼ具体的なテーマごとに討議をした方がいい  
かもしれないとおっしゃっていたように記憶しているんですが、その意味でおっしゃっ  
ているんですか。

西野部会長 今の発言は、その意味でVFMひとつ取り上げても、いくつかに分ける必  
要があるかということですか。

G 委員 はい。それを一度に皆さんでやるんじゃなくて、まず小さなところでやって、  
それを持ち上げると、こういうことかなと思うんですが、そういうことですか。

西野部会長 それであれば、どういうふうな分け方がいいかというのがこの論点整理  
に入ってるわけです。

G 委員 わかりました。

C 委員 協定の扱いがありますが、リスク分担とどちらかという話で、ここでは、例え  
ば標準約款のようなものを提示するとか、そういうイメージは恐らくないと思いますが、  
これはなかなか無理ではないかと思っております。そうすると、リスク分担を協定の中できち  
んと定めておくこと。どういう分担が有り得るかということを決めるんだらうと思いた  
すが、この手順、プロセスとして、ここでどういう協定を結ぶとか、あるいはファイナ  
ンスの話で、ダイレクトアグリーメントをどうするとか、そういう話をこの手順、プロ  
セスで書き込もうかという話でしょうか。

事務当局 関連的に申しますと、リスク分担という話と協定をどういうふうに書いていくという話は全く同じものというわけではありません。ただ、基本方針でもリスク分担の話は、主として基本方針の三のところでは協定の話とほぼ一体として書かれている。それは協定の中の重要項目がリスク分担の問題であり、それからその後のサーベイランス、さらにデフォルト等の場合の措置でそうなっているということです。一方で言えば、協定というのは、ずっとプロセスを経てきた上の最後のところですから、プロセスの最後としてとらえることもできるわけですし、これは例えば協定というものを標準約款を作るという考えでもって、協定だけ一つのワーキンググループを作るんだという話であるなら、協定だけ特別にし得ると思いますが、もしそうじゃなくて、ほかのものと一緒にするのだったら、こっちの系統でいく方がいいのか、それとも、この全体の流れの方でいく方がいいのかという意味合いです。

A 専門委員 以前の部会の際にもお話ししたことなんですが、西野部会長にその辺をもう少し突っ込んで、もし今無理だったら、いわゆるメンバーの間で回覧するような形ということで、一度メールでお回したことがあると思うんです。その時に、ガイドライン作成のためのマトリックスというものでお示したんですけれども、要はそのマトリックスの縦軸というのは、極端にいいですと基本事項、本当にPFIでやるかどうかという費用対効果みたいな話も含めて、一番最後には、公表までのいくつかの大きな要素が10ぐらいあって、そのそれぞれが、例えば企画・調査段階から実施方針、公募、契約、建設、運営という時間的な流れの中で、どれがどういうふうに関わってきて重要であるかというマトリックスを皆さんにお送りしたと思うんです。その中に大きな事項として、バリュー・フォー・マネーとリスクと、今ここで挙がっている協定というものが、その中でももちろん項目として挙がっているわけです。その時に、どういうウエイトを付けたか忘れちゃけれども、確かこの3つみたいなものは、まずやる時に非常に重要なものとして視点を当てるべきものだということと、例えばバリュー・フォー・マネーもこの意見の中にも出ていましたが、いわゆるPFIをやるかどうかというときにやる大まかなバリュー・フォー・マネーもあれば、最終的にいろいろ議論している過程の中で数字が動いているわけですから、契約したときには、バリュー・フォー・マネーはどうなるのか、数字的に当初よりもいいものもあり、あるいは多少悪いけれども、定性的に良くなっているとか、いろんなことで契約時に最終的にバリュー・フォー・マネーは決まってくるでしょう。また、場合によっては運営期間にも、それを見直すような形でのバリュー・フォー・マネーの検討みたいなものがほかの仕事にも反映されるだろうというふうな流れがあると思うんです。

そういう意味では、今回の3つの論点のうち、バリュー・フォー・マネーとリスクはこれでいいと思うんですが、手順やプロセスというのは、どちらかというと、その代わりに協定みたいなものがここに入って、この3点が横軸のプロセスという流れの中でどう動いていくんだということで、極端に言うとその3つぐらいのワーキングを結成して、今言った手順とか、あるいは公表という一つのアクションの中で、その時々によってどう反映さ

れていくんだというふうな議論をした方がいいんじゃないかという気がしています。

もう1点、リスク分担と書いてありますが、本当はその前に分析とか、定量化といったものがあって分担が決まるので、分担だけにしてしまうと曖昧な感じですから、それも含めてのリスクというものの表現が必要ではないかという気がします。

C委員 まさに手順、プロセスというのは横軸なんですね。私が非常に重要だと思うのは、これをきちんとやることによって、従来の公共事業に対する批判とかいろいろありますけれども、それを透明な手続を組みこむことによって、国民に対しても新しいものが生まれ出せるのではないかという意味で、期待しているのです。そういうものをPFIによって生み出すということの可能性があるので非常に大事ではないかと思います。

H委員 バリュウ・フォー・マネーを細分することは有り得るかという点なんですけれども、かなり大事なポイントではないか。特にヒアリングしたときにも、その中の項目でかなり意見が分かれている部分があるんです。例えばPSCは公設公営なのか民営なのか、その辺の理論的な整理はやらなければいけないと思うんです。一般の人にわかるような格好でコンパクトに整理することが必要だと思うんです。

それからリスクをバリュウ・フォー・マネーの中にどう取り入れていくか。これはリスク分担のところはリスク分担であるわけなんですけれども、バリュウ・フォー・マネーをどう取り入れていくか。これもヒアリングの過程では皆さんいろいろお困りになっていらっしゃるというのが正直なところで、入れます、入れないとか、あるいは何%まで入れるとかいろんな御意見が出ていたわけで、こここのところも理論的な整理が必要だろうと思うんです。

それから割引率も、これまた悩ましくて、すべての事業に同じ割引率を適用すべきであるというのものもあるし、経済学の方から理論的に言えば、民間事業のリスクを対応すべきであるとか、民間はそんなに賢くはないから、政府の方が勝手に考えるべきであるというケインジアン的なものからいろいろあるわけで、そここのところを整理して我々は提供する義務があるんだろうと思うんです。

それから先ほど出ておりましたが、バリュウ・フォー・マネーというのはどういう段階でのバリュウ・フォー・マネーかというので、そここのところも皆さん悩んでいらっしゃるんです。どの段階でどの程度詳しくやるのかというふうなところ。それからこれもヒアリングの中で出ておりましたけれども、一応手続の中で社会的な費用便益分析との関係、社会的費用便益分析をやれということではないんですが、それとの関係とか、そういったことも一般に対する情報提供という意味では、これは簡単でいいと思いますけれども、意味みたいなものを整理しておかなければいけない等々、リスク分担はそうなんですけれども、バリュウ・フォー・マネーのところはかなり意見が分かれています、かつ、これは理論的な整理を、大学教授が読んでも、一つの論理が貫かれているなというようなものが見えるようにしておかないと信頼性が出てこないんじゃないかという感じがしております。

事務局 ここで言っている細分という意味ですが、もちろんバリュウ・フォー・マネ

ーにいろんな論点があることはもう既に出ているわけです。ただ、ここで書きました意味は、バリュー・フォー・マネーだけでもワーキンググループはいくつかできるほどというようなお話もありましたので、あるいは、いくつかの項目をバリュー・フォー・マネーという一つのところでもってやるのがいいのか、それとも、これをまたいくつかやっていくという感じ。それともう一つ、A委員の御整理は、バリュー・フォー・マネーとリスクと協定等と、これが一種の実態で、流れとして手順、プロセスと。その手順、プロセスの方は、VFMとリスクと協定のところの中でやったらいいんじゃないかというお話だったかと思うんですが、そういう考え方と、これまで議論が出ておりますところで、それはあるかもしれないけれども、もう一步さっと流したアウトライン的なものを考える必要があるかという御議論がありますので、そういう意味で、こういう論点の書き方で提示させていただいているということです。

B 専門委員 今の最後の手順、プロセスの考え方は、全体というか、今までヒアリングの中で出てきた問題で、特に民間側から出ている問題というのは、基本的に手順、プロセスから派生しているいろんな課題、評価の問題とか、時間の問題というのも全部入ってまいりますけれども、ここはかなり大切だろう。協定というのは、逆にリスク分担等々いろんなものを包括して協定に盛り込むんだという意味での、協定事項は何が入っていなければいけませんよということは、基本方針そのものにもある程度書いてありますけれども、そういう形で表現はできると思うんです。特に民間側から見ると、VFMは基本的に官側が認識をしていただくことであって、そこから先が民間側としては接点になります。そうになると、プロセスの中で本当のVFMが達せられるような仕組みができていくかどうかということが非常に気になりますので、私はやはり手順、プロセスというところでどういう問題が浮かび上がってくるかということに焦点を当てたいというふうに思います。

事務当局 B委員の御意見としては、手順、プロセスというのを、例えばもし分担してワーキンググループをやるならば、一つの独立したワーキンググループで手順、プロセスを別途検討しておいて、それはもちろんVFMや協定やリスク分担とそれぞれ関わってまいりますけれども、後で調整にするにしても、一つのグループの流れという形でもって、そこでずっと見ていくべきだという御意見ということでしょうか。

B 専門委員 といいますか、私は内容的にはそんなに難しいことはないんだろうと思うんです。問題点はたくさんありますけれども、一度整理すれば比較的問題点は出しやすいと思いますので、タイミング的に並行していくかどうかはわかりませんが、考え方としては一つ、場合によってリスクとか、バリュー・フォー・マネーがある程度目立ったところで、プロセスという観点からトータルに一度見直すということもあるかもしれませんが、独立したというニュアンスで、タイミング的に並行して何回も何回もやっていくほどの、重要ですが、難しさはほかと比べたら随分違うのかなというふうには感じております。

A 専門委員 ちょっと意見が違うのかもしれませんが、手順、プロセスというのは、いわゆるバリュー・フォー・マネーをやる人も、リスクを考える人も、協定をやる人も、要は

共通の認識を持っていて、そのうち、例えばバリュー・フォー・マネーというのは特に初めの段階で重要であるとか、協定については、その前と後ろにも後を引くとか、それぞれのタイミングによっても違いがあるということを引きちんとつかむということなので、手順とか、プロセスだけを一生懸命議論しても、そこに何が必要かということだけの話で終わってしまう。大事なものは、出てくるものがどう評価されていって、きちんと形にされていくかということだと思ふんです。ですから、議論の形としては、さっきも言った縦軸にある3つと、あと、それぞれに関わる横軸はそれぞれ共通認識があって、それぞれの中で、そのときどきにどれがどう重要であって、ということを引きちんとやっていくということではないか。プロセスは、どのワーキングに属していようが、全員が同じ認識をもって、その中でこの部分はこのワーキングでやる、この部分は他でやるというみたいな形にしないとちょっと話がこんがらがらるんじゃないかという気がしたものですから。

B 専門委員 プロセスのイメージが違うのかもしれませんが、私は逆に、いかにいいバリュー・フォー・マネーのアイデアがあったり、リスク分担の考え方があったとしても、プロセスのところでできちんとできないと、結果的にそれが発揮できないという、発揮できませんでしたというような意見もたくさん出ておりましたし、あるいは、こうしたらもっとよかったかもしれませんとありましたので、ですから、そういう意味で包括的にプロセスという枠をかけて、全体で見た方がいいのではないかというニュアンスです。

D 専門委員 お二方とも同じことをおっしゃっていると思ふんです。バリュー・フォー・マネーはいろいろ議論して、それを実際にこういう形で解決していこうというときに、具体的なプロセスに落とさないかという解決がつかないということがありますので、そのプロセスというのはバリュー・フォー・マネーのひとつの出口として必要だと思いますから、多分どっちの方から見ておられるかということで、ここで並列ではないんじゃないかという感じはいたします。バリュー・フォー・マネーとリスク分担があって、それをどういう形で落としていくのか。それから協定というのもどういう位置付けにするのか。例えばリスク分担をいろいろ議論しても、いくらやっても日本の法制度とか、そういうところで協定とか、契約に落とせないような、そんなことをいくら議論してもしょうがないわけで、実際のところをどういう形で協定なり、契約にして落としていくのかという形でこのところの受皿があると思ふんです。したがって、この手順、プロセスというのはそういう形での、そこまでちゃんと議論しないと空理空論になってしまいますから、そういう位置付けじゃないかなと思ふます。

F 専門委員 D先生と同じような印象を受けました。私はイメージとしては、本来ガイドラインというのは、基本方針の定める事項のアンダーラインド・インテントを実務的に分解していけばいいんだなというふうにとらえています。この意味では、タイトルだけでやるというのはなかなか難しく、確かに御指摘のようにVFMとか、リスク分担というのは時系列的な概念も入ってきてややこしくなります。プロセス的な概念も当然入ってくるのは、まだ細分化されていないからわからないということだと思ふます。ですけれども、

バリュー・フォー・マネーとリスク分担というのは一つの大きなパッケージですから、先ほどH先生がおっしゃいましたように、これをほかのグループで分けたら話になりません。やはり一体化してやるべきでしょう。そういった意味におきましては、ぜひとも次回までに事務方の方でサブアイテムを明確に御準備して頂けると議論の方向性が見えてくる気がします。例えばバリュー・フォー・マネーで言うならば概念、比較指標、前提条件、調整もしくは評価のあり方、留意事項等で、そういう形で議論を進めながら、どういう時系列的なエレメントが入ってくるのか課題を抽出し、内容を詰めていくことができるのではないかと思います。

例えばリスク分担についても、実はこれはすぐできるんです。リスク分担というのは先ほどA専門委員がおっしゃいましたように、リスクの認知特定化から始まって論理的なステップが明確にあるわけです。これを実務的に分解していけばいい。その段階でどういう実務的な問題があるのか、何を留意しなければいけないのかを整理することにより、まとめることができる。恐らく、それを皆さんで議論しながら文章に落としていくのでしょ。そういう論理ステップはできるんじゃないかと思うんです。実は協定とのリンケージは、先ほどD専門委員がおっしゃいましたが、その後ろに関わってくる。我々事務家は、協定をリスク分担そのものの帰結と考えます。リスク分担の考え方をどうやって文章に落とすのかが協定です。ですけれども、リスク分担の中で、一定の実務的な考えをまとめることもできますが、確かにD専門委員の言っているごとく、実は落とせないものもある。そこはある程度留意事項みたいなもので処理せざるを得ないのかもしれないかもしれません。少なくとも皆さんイメージとしては、何も標準契約を作るとは考えていないわけですし、リスク分担の中から派生し得るどういう留意事項があるのか。やはりそこにフォーカスをおきながらエレメントを実務的に分解していく、それをガイドラインに落としていく、こういう論理ステップになるのかなと考えています。そんな難しいことではなくて、恐らくエレメントを細かくリファインしていけば、大体皆さん御議論ができるようなベースができるんじゃないかと思います。そういうふうの実務的にはとらえました。

A 専門委員 どうして契約というか、協定にこだわるかということ、どうも日本の場合は、いわゆる事業者と公共の契約というものが前面に出ているんじゃないかと思うんです。我々やってきた経験から言いますと、三大プレイヤーという観点で、金融機関と事業者の非常に重要な契約がありますし、それから今度は金融機関と公共、政府そのものとのダイレクトアグリーメントもある。どれかがちょっと動くともほかも全部変わってしまうということをきちんと認識して、その時々プロセスの中でどういう手順で、最終的には三者が集まって議論することもあります。そんなことも含めて一遍議論をしておかないと、リスクと分担が決まれば、後は契約書に落としていくだけだと簡単に言いますが、そんなに右から左に行くもんじゃないということを含めて、独立してやってもいいぐらいの重みがあるんじゃないかという気がしたわけです。

I 委員 VFMについては、今までの議論で私は特にコメントはないんです。先ほど休

憩に入る前までの議論の続きになってしまうんですけども、制度的な制約があるかわかりませんが、どうでしょうか。今あるのは材料が少な過ぎて、特に問題があって、それが制約要因になっているかよくわからないというところがあるはずなんです。リスク分担という言葉も、完全に自分の頭の中だけで構築できるものであるならば、それはさして難しくはない。資料5にあります、PFIの今進んでいるやつと、こうなるわけです。

実際リスク分担なり、協定書を作っているサイドからするならば、大きく落とされたミッシングパーツがあって、それは現行法の体系の中で事業を組み立てていこうとすると絶対に乗り越えられないパーツというのがあるんです。それが事業の歪みを生み出して、トランザクションコストが高くなると、こういうことなんです。だから、そのところはガイドラインをどうするんですか、一杯照会がかかっているんじゃないですかと、こういうふうになったわけです。ここから3ヶ月ぐらいと書くとなると、リスク分担のところは、制約条件がないものとして書くとなると、先ほど事務局から御説明があったように、今までの資料で相当程度分析されていて、これ以上ないんです。協定書もこれをベースにして書けば難しくはないでしょう。

ところが、世の中のリアリティはどういうことかということ、プロジェクトが複雑であれば、物事を書く時の鉄則なんですけれども、一つの文章が正確なものであるということとともに完全なものであるということ、それはその文章を読めばすべてがわかる。パッケージとして見た場合に、こういう文章じゃないと困るんです。そうすると協定書を作ること自体の作業が、いろいろ制約条件の中で物すごく歪みを持ったものであればあるほど、ガイドラインには今この時点では書き切れない、こういう性格なんですね。これはアプローチとしては、当然のことながら、まずVFMを片付けてしまう、これが済まないで地方自治体の案件は済みません。それで後、6月議会がもうじき開いてきますから、必ずや5つや6つぐらい出てくるはずなんです。今進行中の案件がそろそろ募集の段階に入りますから、この段階で条件規定書が出てきます。そうすると秋口になれば、モデルというのは、今現状で完全にパッケージがそろっているのが、東京都の金町と、この間出してくださいました神奈川県、この2つしかパッケージがないわけですけども、このパッケージが相当広がってくる。そうするとリスク分担であれ、協定書であれ、もっと突っ込んだ議論ができるんです。先ほどの前半の議論をすべきであったと思うんですけども、ちょっと時間的に苦しいのかなと。3つ挙げてくださいましたが、全部が同時的に始まるとは僕には思えない。これは私のコメントです。

西野部会長 今日、結論を出そうということでもありません。後ほどお聞きしようと思っていたんですが、合意が得られましたら、論点整理等についての今日の議論も踏まえまして、できれば、次回である程度の整理を行うとしてはどうかと。そういうことの御了解を得たいと思っております、進行上もし可能であれば今でも結構なんです、今日できるだけ議論をしまして、それからまた、しばらくお考えいただいて、それぞれもう少し明解な整理の上で次回はきちんと整理をしてしまう。そして作業に入る、そんなふうにし

たいと思っておりますので、どうぞ御遠慮なく出していただければと思います。

Ｊ専門委員 私は先ほどF専門委員が言われたのにかなり近いんですが、論点を柱としてやるかどうかというときに、何をやるのかというのがイメージできないと結局論議しても全然意味がないんじゃないかと思うんです。そういう意味で協定というのを柱にしてやるというのは、私はどうもイメージがわからないんです。どういうことを一体論議するのかというところがちょっとイメージがわからないものですから、要するに協定というのをもし一つの柱としてやるという場合に、一体どういうような一種のサブテーマをお考えになっているのか。その標準約款的なものを書かないとすれば、一体どういう議論をされようとしているのか。ここもよくわかりません。それと、リスク分担みたいな中身の話と、でき上がった文書なり書類のような関係みたいな気もするんですけども、ちょっとこの辺のA専門委員のお考えになっています問題意識というのでしょうか、ここがちょっと私はよくわかりませんから、そこのところを明らかにしていただきたいと思えます。

A専門委員 協定についてはまだこれから意見が次々出てくると思うんですけども、例えば事業体と政府とある程度の基本協定、極端に言いますと、メモランダム・オブ・アンダスタンディングみたいなもので、取りあえず、これはこうこうこういう条件がそろえば要はやるんだと。そういうふうにして決めて、何かの事情でもしそれができなくなった場合には、例えばこういう補償をすとかいうことも含めて、最後になったらどうするかといったこともたくさんあると思うんです。その基本合意の仕組みが一つ。

もう一つは、先ほど言いましたように、三者間の協定というのは、一つ変わると必ず変わってしまうわけです。ほかのものに全部影響してしまう。そうすると、それぞれにどういうものがあるって、どういう影響をし合うんだというようなことを全部出し合って、基本協定のひな型とか、標準約款みたいなものをつくるという意味では全くなくて、そういうものがどういうふうな重みを持って生きてくるかというようなこと。その段階の中で少なくともこういう手順で、これだけ決めていかないと最後に物すごいどんでん返しもありますよというようなことを議論しておく必要があるんじゃないかと思うんです。それは当然リスクとか、バリュー・フォー・マネーとかいうもとの絡みでいつも行ったり来たりしますから、単純に契約だけやるという意味ではないんですけれども。

Ｊ専門委員 それが固まりとしてどのぐらいボリュームがあるかということだと思えますけれども、正直言って、柱になるほどなのかなというところが私はイメージがわからないんですけれども。

西野部会長 私からお聞きしてよろしいですか。今どこがずれているのかなと考えていたんですが、A専門委員の言っている意味は、官側とあるSPC、その間の協定を結ぶときに、同時にSPCを構成する、あるいはそれと関係しているところと全部協定を結ぶ、あるいは協定を結ぶ準備が整った段階でないと協定が結べない。ですから、言っておられる意味がもしそうであるとすると、今までヒアリングでやったように、事業の受付をしてから、1週間、2週間でSPCと官側とが協定を結ぶとか、そういうことは有り得ないの

で、少なくとも常識的には4ヶ月、6ヶ月は最低要るとというのが私が聞いております海外の事例で、多分それは国内であっても、少しは短くなっても、そんなに短くはない、そういうことを言うておられるのでしょうか。ですから、協定を結ぶときに、SPCと官だけではなくて、横全部が整うことが条件で、そこまでちゃんと日にちをとってくださいとか、そういうことも含めて言うておられるのかなと聞いていましたが、そうじゃないんですか。

A 専門委員 まさしくそのとおりで、特に日本の習慣では、契約なり協定というものが前面に押し出されているというよりは別途考えるというふうなものがある中で、PFIをやっていくというときに非常に重要な要素というのは契約であり協定であり、リスクというものも、そこへ最終的に持っていかれるということも含めて議論していく必要があるんじゃないか。

今、西野部会長が言われましたように、例えばシドニーハーバートネルですと、金融機関と政府と事業体が同席に並んで、いくつもある書類を順番に次々サインをしていって、それでレッツゴーだということなんですけど、今我々がかかわっているある案件なんかは、まだファイナンスが決まっていないのに、やりかけたんだから今さら止めるわけにはいかんぞみたいなところがあって、結局ファイナンスがまだ決まっていない状態で進んでいく。金町もそんな話を聞いたことがあるんですけども、いずれにしても、公共と事業体が合意に達して契約までいっているのに、まだ決まっていないのがたくさんあるみたいなものがこれからも出てくると思うんです。そうすると基本的にPFIが持っているらしさを後ろに置いておいたままどんどん事業が進んでいくような気がするものですから、一度新たなワーキングをするかどうかは別にして、協定に対して最終的な成果としてどういうふうに収めていくかという議論は絶対しておかないとという気がしたものですから。

F 専門委員 確かに御指摘のとおりです。でも、それは一つの手法、選択肢であって、いわゆる根本的に重要なのは公共と民間との関係、これだけなわけです。いわゆるA 専門委員がおっしゃられた手法はビッグバン・クロージング方式（すなわち公共との契約を含む全ての契約を、融資契約も含めてシンクロナイズして同じ時点で実行する）というやつで、これは御指摘のとおり、一つを少し変えると全部に影響する。ですから、それを避けるために別の考え方もあるわけです。どうするかは公共の選択で、それを避けるために民間事業者にファイナンスとかすべてをまとめあげる義務を一定期間に亘り課す。まず公共と民間を先行せしめて、その契約行為がほかの関係者の利害関係を反映するような形でやらせて、民間の活力にすべて後は任せる。残りのものをすべてビッグバン・クロージング方式で一時にやる。公共にとって最悪なのは、民間事業者と条件をほとんど固めながら、ほかの要因で本チャンの公共と民間との契約条件が変わること。実はこれが公共にとって最大のリスクなんです。ですから、通常世界で行われているのは、公共と民間が先行する手法で、残りを一切クロージング時にやってしまう。これが普通ですね。これも一つの方法なんです。でも、A 専門委員のおっしゃったのも一つの方法。それは日本においても、

どうあるべきかという御議論は必要でしょうけれども、こうあるべきだと決める必要はない。その選択肢は公共にとってもあるはずなんです。そういう観点から御議論することが必要で、あまり問題を複雑にしてしまうと、一番重要な公共と民間との関係とか、公共の評価関係というのがわからなくなってしまう。ですけれども、A専門委員のおっしゃられている要素は入れなければいけないと、こういうふうに私は整理しているんですが、どうでしょうか。

B 専門委員 先ほど私とA専門委員は同じことを言っているんじゃないかという御意見がありましたけれども、私がプロセスと言っているのは、そういったものも含んでのプロセスでカバーをしたらどうか。協定だけ取り上げるのではなくて、もっと前半の段階でも、募集の段階でもあるでしょうし、協定のところでも、こういう問題点もあるよ、こういう問題点もあるよということで、場合によってはガイドラインとして決め打ちはできなくても、問題点を指摘しておくという形で含むとか、こういったことではないのか。そういう意味では同じに包括されるというふうには思います。

西野部会長 B 専門委員の言われた、その中でほかの問題に比べて、比較的大事ではあるけれども、やさしいというのもそういう意味ですね。いろんなことを書いてくる人も、そこに複雑怪奇な議論を繰り返してみんなでやる必要はなくて、いろんなものを書いていて、メリット、デメリットいろいろなケースがありますと書いていけばいいので、いろんなパターンがありますということを書かないとガイドラインにならないと、こういう意味ですね。

B 専門委員 はい、そんな感じです。

I 委員 今のB専門委員がおっしゃったこと、そのとおりだと思っておって、産業誘致型などの場合に、地方自治体としては、自分でやったら失敗することはわかるけれども、何かしらサポートする。ジョイントベンチャー型という話なのかもわかりませんが、ああいう事業の検討を着手している自治体というのはきっと数が多かろうと思うんです。だから、そういう事業の問題を含めて、本当に手順をどういうふうにしていくんですかというところの解説書がないと、ものすごくスタッフに恵まれておられる今日オブザーバーで来てくださっておられるようなところは別としますと、地方自治体は大分苦しいんじゃないかという気がしてならないのです。今のところ、時間の問題というか、立ち上がりのところで随分前から御準備になっておられた案件ばかりでしょうから、実施方針を出されて募集要項に移るまで、少なくとも基本方針の議論の過程では、実施方針と募集要項では対象内容がずれてきますよ、提供する情報の内容もずれるかもわかりませんが、段階的整備も構わないかもわかりませんが、こういう議論をやったんですけれども、今そういう議論は全然なくなっているわけなんです。難しいわけではないと思うんですけれども、そうすると、そこらの議論を確認的に1回通した上で、その中で一番大きな問題と見られるであろうVFMの議論をぜひともやっていただきたいと、こういう気がいたします。以上です。

K 専門委員 ちょっと観点が違うんですけれども、前から気になっていることで、今の

プロセスと協定書のところで申し上げておいた方がいいかなと思うのは、西野部会長もこの前おっしゃったと思うんですけども、PFIのプロセスを下手にやりますと、さっきおっしゃったようにスタッフ不足が相当出てくる。下手をすると公務員が物すごく増えてしまうというようなことが前からすごく気になっておりまして、中央官庁はともかくとして、地方自治体でリーガルから、アカウントから、ファイナンスから、アーキテクチャーからプロフェッショナルをそろえていくということはすごく難しい。従来の公共事業よりもはるかに膨大な作業が発生するということは何度もここで事例紹介で出てきているわけです。

ちょっと観点が違うと申し上げたのは、そういったプロフェッショナルの活用、アドバイザーの活用、あるいはその活用の仕方、フィーの払い方みたいなものを含めて、ガイドラインに少し含めたらどうかと。考え方を積極的に使いなさいと。要するに短期、スポットで使っていく。そのときの考え方はこうというふうなことをぜひ入れていかれた方がいいんじゃないか。最後の仕上がりのイメージが全然違うということかもしれないんですが、ちょっと今との関係で前から気になっていることを申し上げました。

西野部会長 C委員が言われたPFIを通じて、日本の公共事業のあり方が少し変わるようなこともあってもいいのかなという発言がありまして、そうすると、いろんな人の活用とか、その案件によりまして、非常に大きな案件と小さな案件で、小さな案件なら問題はないという話とかあるのでしょうけれども、それで、かなり大きな案件を数の少ない中でやるというのはやはり問題があるような気がします。また、選定をするときに選定委員会という第三者が入ったような委員会がいいのか、どれがいいというのを決める必要はないと思うんですけども、いろんなパターンがあるという意味で、最終的には官が決める。そのアドバイスが必要であれば、それはその専門家に頼むとかいろんなことを書いていかないと、ヒアリングをしておりますと、今混乱しているような印象を受けております。どれがいいかというのはケースによるんだらうと思いますけれども、いろんな手続みたいなものがあった方がわかりやすいのかなという気もしている。ガイドラインを実務上有益なものにする、仕上がりのイメージですね、そういうものも関係してくると思うんですけども、何を入れるかということがやはり大事になってくるかなという気がしています。

関係機関出席者 K専門委員のお話なんですけど、うちの方も、口頭では、アドバイザーースタッフを双方立てるとするのはイギリスの方式なんですよということは申し上げています。企業の側も立てられますし、それから地方団体の側もアドバイザーースタッフを立てるということを申し上げています。別にPFIをやるから公務員の数が増えるということはおよそ有り得ない話。

K専門委員 口頭ではというのはどういうことなんですか。

関係機関出席者 地方公共団体の行政の運営に関して、誰々に委託しなさいというのを法の根拠もなしにいうというのは極めて難しいことです。

K 専門委員 積極的にプロフェッショナルを必要に応じて活用していくというふうなことは、別にいいのではないですか。

関係機関出席者 それは言われなくともやっておるわけです。言わなくても 県も 県も、みんな私らが言う前からやっています。今はどっちかという、ちゃんとアドバイザースタッフを活用になられた方々のところを見ながら、プロジェクトファイナンスも何もかも勉強されている次の予備軍の人たちは、アドバイザーの皆様方にお世話になりながら、まだ水面の上に上がってきていないんですけれども、そうしたものを順次積み上げられています。ということで、うまくいった例をみんな見ながらやっていますので、私はその点は、紙に書いてどうこうという形じゃなくても、十分そういう形で進んでいくだろうというふうに思っております。

G 委員 今のここの場の議論の主題は、このガイドラインをどうやって、どう出そうか。仕上がりイメージ、そうやって考えてしまいますと、何かブックレットがポンと出るというようなイメージにとられるかもしれませんが、当初ともかく皆さん急いでおられる。大事なものから順番にやっていきましょうね。個別の通達みたいなイメージで順番に積み上がって行って、これで終わるわけではありませんから、ある程度まとまったところで仕上がりイメージなんか書かれたらいいのかなと。今までのお話というのは個々に非常に重要なことだと思うんですね。各地方公共団体でスピードが違うといいますが、レベルが違いますから、各段階ごとに必要なことというのはそれぞれ違いますから、これも検討してほしいと当然希望があると思うんです。

結論で申し上げたいのは、一杯確かにありますと。そうしますと、リスクとVFMをまず検討しましょうと。これはお話のようにプロセスの段階でそれぞれ取り上げ方が違ってくるのはわかっているわけですが、今のお話、今までは切り返しがまだ定まっていないという中で、VFMとリスクをまず固めましょうねということだろうと思うんです。ただ、その間に時間が経ってきますから、公表の仕方だとかあれば、都度都度その重要度といいますが、必要に応じて暫定的なものでも出していかればいいんじゃないかなと思います。

西野部会長 ある意味で先ほどから少し議論が出ておりますのは、一種の手順、プロセスというのはガイドラインですから、国、地方は別にしまして、法律に決められて書くようなものではありませんので、いろんなことは書けるし、当然必要なことで当たり前かもしれないんですが、まだ始まったばかりですから、ひょっとするとあまり知られていないとすれば、こういうプロセスで有識者を頼むとかなんとかするというようなことがあって、それがあれば、こういうことがありますと書いていこうというのがB委員の提案で、それは時間がかかる問題ではない。本質的に内容がコントラバーシャルで議論を呼ぶことでもないし、割りにさっと書けるのではないかというふうに聞いておりまして、大きく分けると3つのテーマが出ていて、VFMとリスクについてはこれからさらに議論があって、一緒になるのか、別になるのか、分けるのかというようなことになると理解をしております

ので、そんなにずれていないと思います。

E 専門委員 このバリュー・フォー・マネー関係で、まず何が一番重要かという、公共事業を効率化するという、民間の経営ノウハウを活用するということがPFIの場合は生命線なわけですけれども、そこで最初に出てくるのがリスク移転なんです。ですからリスク移転が最初で、そのリスク移転の結果、一つの側がバリュー・フォー・マネーの計算に反映しますし、一つの側が協定に反映するということだと思っんです。ですから、ちょっとつまらないことかもしれませんが、ここの書かれる順番が、どちらかというと、先ほども言われていたリスク分析、リスクの数量化も含めてそれが最初にくて、それからバリュー・フォー・マネーというのがあるのかなというのが1点です。

それから協定に関しては、私もここで何度も聞いた話ですけれども、バリュー・フォー・マネーの問題と同様に大事な問題として特に地方で議論しているのは、事業を中止するとか、あるいはその事業を最終的に終えた段階で、一体それはどうするんだということがあつたわけ。これは先ほど自治体の方から御発言があつたわけですけれども、議会からすれば、そここのところが大変注目すべき点で、すべてが成功するわけではありませんということであれば、それも非常に重要なポイントかなと。協定の中では、あるいはプロセスの関係で、その点もガイドラインの早急なテーマとして、この中に含めて示すべきではないかというふうに思っております。

西野部会長 今の件はB委員も当然お考えなんですね。いうならば、手順、プロセスの問題で、おっしゃられた一つは、そういうところが入っていると私も認識しておりますし、皆さんがそういう認識でおられるのではと思っております。

D 専門委員 大筋賛成ですが、プロセスというのは2つの意味があつて、一つは、実際にVFMとか、リスク分担でやるときのファクトファインディングをやる。実際にどういうプロセスでやったときに、どういう問題が起こってくるかという形で、ファクトファインディングをやるためには、どうしてもプロセス辺りから見ていくという形が必要だし、実際にバリュー・フォー・マネーはこういうことだといったときに、実際にプロセスに落とすという形の出口論と2つ役割があると思っんです。先ほど来申し上げましたように、この3つは並列ではなくて、上の2つがゴシックかなと思っておりますのは、私の理解だと、なぜバリュー・フォー・マネーとリスク分担かといいますと、また戻つた議論ですみません。そもそもPFIというのが公共事業の構造を根本的に変えるんだという話でいくと、その効率性を上げる、性能を上げるということのひとつの表象として、バリュー・フォー・マネーという形を一つの指標として、そこでPFIというのを根本的に一つのラインを引いてみましょうということで、バリュー・フォー・マネーがまず取り上げられたと理解しているんです。

それからもう一つは、実際にそれが新しい世界に入ってきたときに、今まで官と民との関わりというのが、日本の場合は特殊な関わりがあつた。そういう点でいくと、実際に新しい公共事業の仕組み、スキームの中でやったときに、官と民がどういう形でお互いにい

ろいろ関わっていくのか。その中でリスクをどういう形で分担していくのかということで、その中で官と民の役割を考えていく形でこの2つが取り上げられたと私は思っているんです。

それで、繰り返しますが、その2つを集中的に議論して、ファクトファインディングとかやるときにプロセス論が要るでしょうし、実際に実現性、フィージビリティをやるときにプロセスに落としていくとか、契約とか、協定に落としていく。いくら議論しても、日本の中で契約と協定に全然実現できないようなことを議論してもしょうがないわけですから、ある程度の改正も含めて、そういう形の実現性という中で、このプロセスとか、協定は要ると思います。

2点目ですが、今、西野部会長がおっしゃったように、イメージのところは片足だけ突っ込みますが、私のイメージでは、先ほど千葉市の方でしたか、パッとできるといいなど。あまりそういう御期待に沿うようなことはまずできないんじゃないかと思っておりまして、日本全国北から南まで全部この式に当てはめると、自動的にVFMが出るという式は恐らく無理かなど。例えば北海道の 町にとってのバリュー・フォー・マネーがあるでしょうし、九州の何とかにとってのバリュー・フォー・マネー、それぞれの自治体のお考えの中でのバリュー・フォー・マネーが出てくると思うんです。その中にはいろんなファクターが入ってきます。それからそれぞれの役所、建設省にとってのVFMがあるでしょうし、事業にとってもバリュー・フォー・マネーがいろいろ出てくると思うので、それを全部一つのきちんとした形で式をやって、それでこれが日本のVFMの式ですよ、これを入れれば全部出ますよという形にはなかなか出てこないのかなと思っております。まさにガイドラインですから、そういう点でいくと、VFMについての基本的な考え方を指し示すものだと思っています。ただ、それにしても、不可欠なものはどうしてもある程度のラインを引いてあげるとのことだと思っています。

例えば、細分することはあり得るか。どういうお考えかわかりませんが、当初の議論のときに、私もバリュー・フォー・マネーを議論するときには、4つぐらいの項目はどうしても避けられないのではないのでしょうかということをお願いしたし、あの時、F専門委員も確か割引率というのはどうしても避けられませんかとおっしゃっていたわけで、どうしてもそのところだけはきちんと議論しなければいけないと思うんです。

以上ですが、前半の議論に関わるかもしれませんが、そういう点でいくと、議論している最中に、例えば割引率というのは私はまたそのうち議論させていただきたいと思っておりますが、イギリスでは過去10年間の6%ですが、過去の国債金利の平均値を10年間程度とっている。恐らく、これはPSCと何かのかかわりが出てくると考えなければいけないわけですから、割引率だけが何%と一人歩きするわけではなくて、恐らくPSCをどういう形で推計しているかという中で、そこ関係付けで割引率が出てくると思うんです。そういう点でいくと、前半の議論の中に各省の実績がありますが、割引率4%とスパッと書いてあるのが、これはどういう形でお考えになったのかというのは、場合によれば、い

ずれお話を聞かせていただきたいと思っております。

H委員 バリュー・フォー・マネーのどの辺まで具体的に書くか。例えばマニュアル化みたいなどころまでできるかという問題、あるいは基本的な考え方だけに止めるかということなんですが、その点、各地域のそれぞれの事情というのはあるのですけれども、これよりももっとややこしい社会的費用便益分析、これまで各事業主体それぞれ苦勞をされてなかなか信頼性のあるものがなかった。今どんどんそれは信頼性が増してきているというのは、恐らく建設省を初めとして各省庁マニュアル化ということにかなり努めていらっしゃると思うんです。全国、河川ならいろんな河川もありますし、橋、道路、鉄道事業、いろんなものがあるわけでありまして、横に比較するのは難しいのですけれども、一つの事業については、全国各地のものも比較できるというような格好にまでなりつあると思うんです。したがって、私、ある程度具体的なマニュアル的なところまで入っていかないと、そういう社会費用便益分析の現状を考えますと、満足してもらえないんじゃないかというふうな気がしております。

E 専門委員 先ほどお話があったSPCの問題で金融契約というのがあるわけですが、PFIの場合、プライベートファイナンスということが言葉で使われているわけで、公共サイドからしますと、PFIを推進する上で、なくてはならないものは金融なわけです。金融というものが満足できる。すなわち求められている金融条件を満たす形でのPFI事業契約というのがやはりこれは前提になるわけで、先ほど来話があります契約のタイミングの問題は、これは妥協の世界かと思うんですけれども、基本的に私どもがきちんと明記しておかなくてはならないのは、金融というところでの目線をなくして、PFI事業契約という議論が最初からスタートしてしまうということは避けなければいけないのではないかというふうには思っております。

それから2点目は、これは皆さんどなたもおっしゃっていないので、周知のことになるのかもしれませんが、リスク分析、リスク分担というのは当然廃棄物と学校と庁舎と全部違うわけです。全部違うそれぞれの個々のセクター、セクターでも違いますし、場所によっても違ってくるところでのリスク分担との関係というのをガイドラインで出していくというところで、恐らく全セクターをカバーするような一番重要な点ということで、後は細かく個別の考え方で検討しなさいと、こういうふうに言うのかなということちょっと今イメージとしては持っております。

それから3番目、最後ですが、先ほどの千葉市の方からお話があったんですけれども、私、フィロソフィーというのは確かにガイドラインの中でももちろん議論すべき点ではないかと思うんですが、バリュー・フォー・マネーの中で一つ大きな部分が建設コストをいくらに置くかということなんです。建設コストをいくらに置くかということで、今、地方で私が見ている限りでは、パブリック・セクター・コンパレーター、従来型の建設コストに対して20%ダウンというのを置いているケースが10%ダウンよりも多いんですね。なぜこの数字が出てくるかというのはこれからの議論なんですけれども、なぜ20%ダウン

なのかというところの根拠というのを議会から問われたときにどう答えるんだというのは、これは国でも地方でも同じ考えだと思うんです。その時の考え方をこのガイドラインの中でどう示してあげるのかというのは非常に大事ではないかというふうに思っているんです。特にPFIということで、今まで何をやってきたんだと、こういう話になるわけですが、私の理解するところでは、以前から申し上げておりますけれども、PFIにおける建設コスト、PFIプロポーザルにおける建設コストの数字というのはあくまでも維持管理、運営、その段階におけるコストをいかに削減するか、いかに効率よくするかという点から設計が作れて、その設計に基づく建設が行われるということで、私、よくお話ししているんですけれども、何かそういう点についても、今、私が申し上げたことがすべてではないんですが、ガイドラインの中で示すことができれば、千葉市の方からお話があったような点について、恐らくクリアできるのではないかというふうに思っています。

　L 専門委員　一般的にこのPFIの手法がどこまで従来の手法にとって代われるかということになってくるのかという気がしてるんですけれども、資料5でいろんな事例がやられていますけれども、関東と九州と地域が偏っているんですね。近畿はほとんどやっていない。その辺りのことも踏まえていって、しかも、都道府県とか大都市以外に広げていくという戦略が本当は要るのではないか。前もちょっとお話ししたんですけれども、いわゆるPFI手法が大企業中心のやり方で進んでいくと、全国の中小企業の建設業者がほとんどなわけで、ガイドラインそのものも目に触れることなく終わってしまって、仕事としては、せっかくバリュー・フォー・マネーでいい結果が出ると分かっているながら、PFI手法が見過ごされてしまう危険があるのではないか。そういう意味で、ガイドラインそのものが行政だけが分かるようなガイドラインでは困るので、もっと簡便法といいますか、そういう形が一つ要るのではないか。つまり地元の中小ゼネコンの方が読んで、そういうことをやったのかと分かるような、そういうタイムテーブル式のようなものが一つほしい、簡略的なものがほしいということを一つ思っています。

　特に田舎になればなるほどせっかちな人が多いと思うんですけれども、PFI手法はある意味では時間がかかってしまいます。特に議会関係を見まして、財産の関係で一回議会を通らなければいけないのかな、あるいは債務負担のときにも要るのかな、それから本契約のときにも要るのかなと。それぞれ議会の開催頻度や、逆に議会の開催日時に合わせて実施計画なり、特定事業の選定をするということがありますので、その辺りが従来の枠を超えた一括的なやり方のようなものも簡便法を考えると同時にできないのかなと。そうしないと時間がかかるのであれば、従来のやり方の方がいいのではないか。時間とお金とのどちらをとるのかという、そんな傾向がちょっと出てきているような気がします。私もいろんなことを考えますけれども、よほど簡便な方法と議会説明ということがなければなかなか動けないということ、それから地元の中小企業の立場を理解していただかないと、PFIが進まないのかなということで若干心配しています。

　特にSPCの問題につきましても、事業者とSPCが変わることがたくさんあって、S

PCの方がなかなか見つからないという問題もありますので、ファイナンスという面だけじゃなしにその辺りに対する優遇措置のようなものがなければ、事業者は決まってもSPCがなかなか決まらない。それでまた時間がかかるという形になってくるのかなということだと思います。そういう意味でいろんなケースケースによって違うんだと思いますけれども、何か一つ一定の想定をした上で、こういうものですよという簡略法のタイムテーブルをしていただいたら進むことができるのかなという気がしております。

事務当局 分かりやすくという話は、基本方針のときから、できるだけ分かりやすくするようにということで、いろいろ配慮して文章も練ってきたというところなんです。ただ、分かりやすいというのと簡略という話は違まして、分かりやすいというのは表現が分かりやすいということでして、簡略に議会手続をPFIの場合には省略していいとかなんとかいう話は、これはそれこそ、まさにほかのときでも御議論がありますが、それはPFIの問題じゃなくてという話だろうと思います。また財政制度あるいは法制度、それをPFIだからこう直せというのは、ちょっとそれはガイドラインの性格の話とは違った話なので、そこは自ずから性格上、できるだけ分かりやすくやっていただくというのはあれだと思いますけれども、手順を簡略にというわけには、またいかないのかなというふうに思っています。

後、今のお話で、業者が決まってもSPCが決まらないというのは、これはちょっと私どもとしては理解しにくい話でして、SPCというのは、もともと存在するものではありませんので、その際、当該業者の方がお作りになるのが、まさにスペシャル・パーパス・カンパニーですから、誰かがSPCを引き受けるという感じの話ではないんじゃないのかと思っております。

┌ 専門委員 現実にいわれるバリュー・フォー・マネーの建設の段階のものは、今の10%、20%の話があるので、一応一定の仮定のもとで出てくるんですけども、ランニングの話になりますとなかなか決まってくない。リスクの分担が先ほどどれだけ細かくできるかということにもよってくるんだと思いますけれども、先が見えないということで、事業者そのものがSPCになるということがほとんどなくなりつつあるのではないかな。小さな仕事になればなるほど、そういうことが起きてくるのではないかな。大きな仕事でありましたら、大きな中で費用便益が出てくるんだと思いますけれども、例えばこの前の上越市のお話がありましたけれども、ああいう小さな修繕的なPFIになってきますと、バリュー・フォー・マネーが建設段階でもなかなか出にくいですし、ランニングの面でもなかなか出にくいのではないかなという気がありましたので、修繕であれば地元の業者もすぐできる。ところが、それを維持管理していくとなると、地元の業者ではなかなかできないというようなことにもなるのではないかなと思っております。

事務当局 それはSPCが出にくいというお話ではなくて、建設業者はいても、維持管理を引き受ける業者がないということでございますから。

┌ 専門委員 だから、三セクなんか作って幕になってしまう可能性があるんです。また

市役所に入ってくださいとか、維持管理の三セクを作りましょうとかいう話になっていくのではないかと。いろんなケースが考えられますので、その辺りがあって、地域の業者とか、いろんな人にPRしていくやり方でいろんなパターンがあった方がいいのかと。しかも、説明しやすいような簡便なといいますか、簡略と言ってもいいんでしょうけれども、何かそういうことが容易に理解できるようなタイムテーブル型のガイドラインになったら有り難いと思ったわけです。

M委員 ちょっと私からE専門委員に聞きたいのは、先ほど建設費は20%安いとかいうのはどういう意味ですか。

E専門委員 バリュー・フォー・マネーの計算で、従来型事業コスト、パブリック・セクター・コンパレーター、これを設定するというのがあります。もう片方は比較になるわけですから、PFIプロポーザルが出てくるわけです。その両方を比較して背の低い方がコストが安いとなるとこのどちらか。例えば背の低い方がPFIプロポーザルであれば、PFI方式でいきましょうということで特定事業の選定となるわけです。この比較をする際に、当然両者とも建設コストがいくらで、維持管理・運営費がいくらで積み上げていくわけです。その積み上げていく際に、建設コストというものがあるわけです。その建設コストということを考える場合に、従来型の公共事業のやり方でやった場合には、公共部門の方が、従来であれば、こういうことかなということで数字を置かれるわけです。そうするとPFIプロポーザルが出てくる建設コストは一体いくらだろうということになるわけです。この数字をおくときに、当然一つの想定をするわけですが、その想定値が今申し上げた従来型の公共事業コストを100としますと、想定値を80と置く、あるいは90と置くということでまずそこに置くわけです。その上に維持管理費のコストを同様に上乘せしていくということで数字ができ上がってくるわけです。今申し上げた100に対する80であり、あるいは70であり、そういう数値を置くということなんです。

M委員 私がお聞きしたかったポイントは、それは官側が置く数字なんですか、それとも入札結果なんですか。

E専門委員 官側が置く数字です。官側が最初に特定事業の選定をする際に、実施方針がベースですから実施方針を書いて、そして計算をする際に、比較してどうするかと決めるのは官側が決めているわけですから、民間側が決めているわけではありません。そこで建設コストの数値を80であり、70と置くということでスタートするわけです。なぜそれが70か80かと申し上げると、まさにそこが数字で出てきているわけですが、結局従来の建設コストの出し方が、どちらかという公共事業の全体のライフサイクルコストという考え方から見て、十分運営段階の維持管理コストということが考慮されていなかったのではないかと反省点があって、それを逆にしていいますと、維持管理・運営段階から見た、その段階のコストをどうやってミニマイズしようか、どうやって公共事業を効率的にライフサイクルコストを削減しようかという視点から設計を考えていった場合に、そこで自ずと建設コストが下がるというのがある意味で実証されているわけです。ですか

ら私が各地方自治体へ伺って、日本でも同様な考え方で、今申し上げたようなことは、自治体の方も基本的にはそういうことですねということで、数字をそういうふうに想定されて計算をされています。

事務局 それが本当に20かどうかは別なんですけど、現実にあちこちで、下落率という言葉がありまして、要は事業選定のときに、その段階でバリュー・フォー・マネーを計算していく。建設コストをいくらでやるかといったときに、 $PS C \times (1 - \text{下落率})$ だという計算で、建設コストはいくら、維持管理コストがいくらだと、こう計算していったら、全部出すと維持管理のところは上がるけれども、例えばこっちは20%下がるんだと。一種の想定でして、これをうまく説明してやる必要があるという御指摘がE専門委員からありましたけれども、なかなかこれを説明するのは難しいだろうと思うんです。

A専門委員 ちょっと今のE先生の話、僕はよく分からなかったんですけども、公共はバリュー・フォー・マネーをある程度、粗計算するとき、例えば建設コストが2割下がるか、そんなことが前提なんですか。例えばこの間の事例発表のように、いろいろ出してみると結果としてはそうなったというケースがあるかもしれません。20のときもあれば、10のときもあると思うんですけども、パブリック・セクター・コンパレーターとPFIを比較するとき、PFIは、端から20%下がるという前提でもしはじかれるとしたら変な話じゃないかと思うんです。

E専門委員 それは全然変な話ではなくて、私が各地回っていて、まさに特定事業選定のためのバリュー・フォー・マネー比較表というのをこれまでたくさん見ておりますけれども、基本的にはすべてそういう考え方です。それはくどくどしく申し上げませんが、それは設計段階で、御専門ですから私がこんなことを言うのはあれなんですけど、例えば清掃ということを考えた場合、清掃というのは、こういうふうに曲がったり、角があったりすると大変清掃に人件費がかかるわけです。それを1本の廊下にしてしまえば、機械を入れて回せば、それで清掃が終わってしまう。これが維持管理コストという面から見ますと非常に大幅なダウンになるわけです。それは同時に、建設の設計段階でいくと、曲面が少ないとか、入り組みが少ないとか、構造上の問題が少ないとか、そういう結果が出るとか、あるいは、その施設に使われる機械そのもののコストがどれだけ効率的であり、かつ結果として維持管理コストの安い機械が使われるか。そういう視点から全部、運営段階からの視点でものを見ていきますから、そうすると、自ずと従来の進め方と比較すると下がるというのが出てきているわけです。

A専門委員 ちょっと細かい話になるかもしれませんが、必要なのはトータルで、ライフサイクルのコストとしてどうであるかという議論であって、場合によっては、当初公共で見積もった従来のあり方での建設費よりも少し高いものを作っても、いわゆる途中のメンテが30年間半分以下になる。トータルとするとその方が安いということはあると思うんです。ただ、建設費が大きく下がるということが大前提であるという議論にはならないと思います。

E 専門委員 そんなことは申し上げていないので、先ほど事務局からもお話がありましたけれども、要は何がポイントかといったらライフサイクルコストですから。ただ、今の現時点でのライフサイクルコストの計算の仮定の中で、そういう基本的な考え、出発点がそこにありますよと。それが建設コストを結果としては下げるという効果もあるし、おっしゃるとおり、逆に結果的に建設コストが上がっても、30年分の維持管理費が半分になった。そうした場合には、別に建設コストが上がっても全然問題ないわけですから、それはおっしゃるとおりだと思います。

関係機関出席者 バリュウ・フォー・マネーの評価をするときに、2つの段階があるということなんです。1つは特定事業の選定、神奈川県なら神奈川県がこれをPFI事業としてやりますよと。これも法律でそういうふうを選定しなさいとなっていますから選定しなければいけない。それには何をもちて選定するかといえば、バリュウ・フォー・マネーが出ているかどうか、その判断をして、それを公表してやりなさいよと、こうなっています。ですから、ここは一度仮定で数字を置いてみないといけないときがある。もう一回今度は現実に入札をして実際の入札があった。このときに、間違いなく我々が計算をしたPSCよりも安くできているかというところをもう一度検証してみる。二度検証の機会があるわけです。

最初の検証のときはどうするかといいますと、じゃ、先ほど言いましたように一つ一つ積み上げていくと、建設費や何かはどういうふうにやっておくのか。事業者に、B専門委員のところへサウンドしていくらでやりますか、A専門委員のところへサウンドしていくらでやってくれますかといっても、これはうちならいくらでやりますなんて手の内を出すところはないわけですから。そうすると、期待値的なところもあるわけですが、一般的に建設費としてはどのくらいを、一般的に民間事業者にお願いすると、いろいろな面での工夫をしていただいてどのくらい下がるものだろうか、そういう仮定値を入れてみるということになってくるわけです。それを10に置くか、20に置くか、15に置くかというのはそれぞれの自治体の判断ということで、取りあえず、置いてみるということになるわけです。神奈川の場合は、4年生大学については明確に何%と出し切れなかったものですから、10%と20%の数字を出してみても、下限上限じゃないですけども、このぐらいは少なくとも、10%でみても二億何千万円とか三億何千万円とか出ます。片一方でいけば30億近く出ますよという結果を出して、それでは、可能性があるからPFI事業でやってみましょうと、こういう結論を出して特定事業の選定をしたわけです。でも、もう一回今度は確実に入札を7グループからいただきまして、結果いろいろでこぼこありますけれども、今回事業者として選定したところでできているバリュウ・フォー・マネーは約80億円という数字が出ています。全体は400億円くらいですから、30年間生数字にすると、現在価値に直して80億円くらい出ていますから、まあ450億円ぐらいのものが100億円くらい減ったという数値が出ています。

そういう二度の評価をするんですが、一回目は法律上はそういう仮定値でもおかない限

り、特定事業の選定ができないということなんです。そういうことはやっていませんと私は英国の方に聞きましたけれども、現実には競争がきちんに行われているのであれば、それは当然に安くなるものですよということですから、そんな計算をしません、ただ、パブリック・セクター・コンパレーターだけは出しますよと。それは随契で1社でやるとかいろいろなときに、現実的に公共が想定したものよりも効率的であるかどうかの判断はしなければいけないから、P S Cはきちんとして出しているけれども、いちいち想定値でP F Iの数字を出すようなことはしませんよと。それが正しいかどうかはわかりませんが、そちらの方ではそんな話も伺っています。

E 専門委員 私、英国で初期の頃のコンサルタントがやったバリュー・フォー・マネーの処理をかなり数を見ていますけれども、最近見ていないのでわからないんですが、初期の頃はP S Cを作って、P F Iの方も作って想定値をおきまして、想定値の建設コストは、さっき私が申し上げたような数字でできているというのが実際いくつかございますので。

A 専門委員 そういうことだと思うんですけども、言いたかったのは、最終的に、要はトータルとしてライフサイクルで民に払われることを義務付けられものの差だということで、これもオーストラリアの高速道路の例なんですけれども、公共として一括補助金として、例えば90億円補助をすれば、公共としてはバリュー・フォー・マネーが出るというのが前提になって、答えは何かといたら、補助金は30億円で結構ですというところがP F Iを取ったということであって、途中で出てくる建設費がいくらであるとか、あるいは、どっちが高いとか安いとかいうのは、あくまでも二次的な参考的な問題であるということをしきんとしておかないと、いわゆる建設費が高いじゃないか、それではできない、運営費が高いじゃないかというふうな話ではないということを確認しておきたかっただけなんです。

関係機関出席者 その点は全くそのとおりでして、これは事業がP F I事業として適しているかどうかという判断をするための指標だけでありまして、現実的にはどこが安くなるかと構わないわけで、トータル的にライフサイクルコストの中で安い金額を入れてもらえればよろしいと。性能と比較しての話ですけどもね。

M 委員 公共事業としてやるといくらかかるという積算をしまして、ひょっとしたら、これには民間のノウハウを生かせる可能性があるというものは、じゃ、P F Iにかけてみるかと。それで入札結果で安ければP F Iをやるし、やらなければ公共事業でやるということでしょう。前もって建設コストが違うと想定するというのはちょっと。ライフサイクルコストをいかに安くつくるかというのが私の研究テーマであり、30年やってきたわけです。それがP F Iか否かで違うという想定を安易におくというようなことは、どうかと思いますが。

関係機関出席者 私もそのとおりだと思っております。ただ、今の制度上は法律がそのように作られている。特定事業の選定をして、公表しなさいと言われているわけですから、これは我々がP F I事業をやろうとすれば、それをやらないと手続上そこがあるというこ

とになってしまいますので、それはそういう手続を踏んで、これはPFI事業としてバリューが出そうだということを皆さんで知らしめなさいということになっています。

ですから、私はそういうことがなければ一番いい方法だろうなど。そこに手間をかけたくはないわけですが、今は法律上そういうものを出さないといけないということになっているわけです。

M委員 私は、建設コストはライフサイクルをきちんと考えたときに、基本的に同じではないかと思うんですが。積算の仕方が30年というふうな期間で考えるときの考え方と、そのときの入札でやるというのは違っていいんですけれども、考え方は同じだと思うので、期間が違うために違いが出るというようなことはわかりますし、いろんな工夫が凝らされる余地があって、ひょっとするとPFIにした方が安くなる可能性があるという予測されるものは物によってはあります。いろんな工夫が凝らせるものはたくさんありますので。ただ全く同じ考えでつくって値段が違ふとなりますと、それはPFIに関係せず、入札方式そのものに疑問が出ますね。つまりアーティフィシャルな金額を積算しているのではないかというので。

関係機関出席者 同じものをつくってということでは、それは仕様発注になってしまいますから、そういう思想ではないと思っています。あくまでも性能発注ですから、こういう水準のものを行政サービスとしてはできればいいですよ。ですから、それによって建物の建て方は、丸いのが建ってもいいですし、細長いのが出てきてもいいですし、三角でもいいですよということいろいろアイデアを出していただくということですから、そのアイデアの中で建物のコストも変わってくるのだろうというのが、こちら側の期待値として出しているわけです。同じものを建てるのだから同じ金額だと言えば、それは従来の請負工事と全く同じになりますし、そうしましたら、民間事業者の方が当然市中金融から金を借りてきて建てるとなれば、絶対高いものになってしまうわけですから、これはどうやったらバリューは出ませんよという結論しか出てこない。そこら辺は工夫の余地がいろいろあるものですから、民間事業者の工夫でコストを下げる努力をしていただければいいというところで、そういうものを想定している。ガイドラインでそんな想定をしなくてもいいとなれば、また違ったことになるところでございます。

事務局 ガイドラインの御議論の際に、法律や基本方針についてのお話が出たり、またある意味で、私どもはそういう下落率という考え方があるということは聞き及んでおりますけれども、基本方針といたしましても、それは当然PFIをやっていく上で双方のやり方を比較して、これが効率的だと思うときに、こちらを事業として選定するというところで、また、その際においては、こういうリスクは当然評価してくれとか、現在価値に直してくれということでもありますけれども、それは全体の話でして、建設コストが20%下がっていなければいかんとか、10%下がっていなければいかんというわけではない。じゃ、何もなしでもっていきなりいいかと、こういう話は、その話をガイドラインでされたのでは困るのでございまして、基本方針のときの話です。ただ、基本方針ところで、と

きにはびしゃっと決めろという御議論もあったようには承知しておりますけれども、それは不適切という御判断だったと思いますが、現在、基本方針に書いてあるようなことで行われている。ただ、PFIでやるよと言って、結局最後にやっぱりやめた、ヒアリングの中でも止めたなんていうことは言わなくていいというのもありましたけれども、だから、びしゃり下がることにしたい。ついては、積み上げてきたところで一番説得性のある数字を、とにかく下がった数字をとということで、どうも下落率などという概念がかなりブレイクしているやに聞いております。どこにも下落率などということは、基本方針にも、法律にも書いていないわけでありまして、あくまでライフサイクルコストの現在価値でいって、これはPFIの方が有効にやり得るんじゃないかという段階でもって事業を選定して、その後やってみて止めたというのは当然有り得るという前提できているわけです。止めるなどということはやってくれるなど、ずっと言われると、どうしても現実におやりになる方はそういう数字を作りたくなるという傾向があるということはわかっておりますけれども、それを要求しているわけではないわけですし、それを前提として、VFMの有無の確認を全部止めてくれと言われたのでは、それはまた困るなどということは申し上げておきたい。

M委員 今日の本論でないので、そろそろ終わりにしたいと思います。ここにはある意味では技術系の方が詳しい人と、そうでない人と両方おりますので、技術屋として多少のコメントをしておきたいと思うんです。それは例えば建物の発注で、設計を発注して、設計ができた後で施工を発注するというのが、土木系には特に多いんですけども、その場合は設計の費用というのは多少中で議論をしてもあまり変わらぬものですから、そこでどういう建物をつくとメンテナンスが一番安くなり、建設費が安くなるという図面を描くというのが前提で、設計の段階で性能発注になっているんですね。それで一番いい、少なくともかなりいいものができた上で建設に入るというのが一般です。ですから、建築物であっても、オペレーションについても設計段階でかなり議論しているはずですよ。

私がやってきた一番大きな仕事というのは橋なんですけれども、本州 - 四国の橋、あるいは世界でもかなりの橋をやっていますが、設計段階で今と同じことをやっておりまして、いろんなバリエーションを概略設計します。そして大体これが一番安いのではないかとこのところへ目を付けまして、その後でその中でさらにいくつか目を付けて、やはりこれが一番安いところへいった上で図面を引きます。そこまでパブリック・セクター・コンパレーターはいかないと思いますが、ある程度の段階まではきいているはずなので、建設費があらかじめ理由なしに違うと想定してしまうということは、私はまずいかなという気がしております。

D専門委員 土木について、公共と民間と比較するすべがないんですが、建築についていろいろ統計を見ますと、公共と民間とでバブル崩壊後でかなり建築単価が違っている統計が出ているのが事実でございまして、実はそういうのが背景にありまして、実際に先ほど神奈川県がおっしゃるようにVFMを二回検証する。特定事業の検証するときに、1割

減ぐらいで仮置きしようかとか、ある自治体は2割減ぐらいで仮置きしようかと。それが問題なのは、今までは何だということで議論になってしまいかねないところがあるので、自治体は非常に悩んでおられるんです。ですから、できればここで、一律何割減にして特定事業のときは計算しろとおっしゃっていただくと大変有り難いというのが自治体の方の本音であると思うんです。

実際にもう一つ問題があるのは、仮置きで結構低くおいて、実際の入札がもっと低く出てきたというのがあるんですね。自治体の方は結構その辺は問題意識がお有りだと思いますね。土木と建築はちょっと違います。

E 専門委員 全くおっしゃるとおりなんですけれども、英国の場合はまさにPFIに向く案件と向かない案件がありまして、サービス料の中の内容がほとんど借入金の返済になる。すなわち運営コストの削減が反映しないようなものはPFIの対象にはならない。そこで分けているわけです。ですから、今御指摘があった、例えば橋というのが運営費でどう違うんだという、多分そこは橋を独立採算型でやったというのがありますけれども、要するにサービス料で橋をつくったケースはイギリスでもないわけですから、PFIに全然向かない案件は最初から向かないわけですから、そういうことで対象外でございます。したがって、なぜPFIなのかということと運営面のコスト削減、そしてそれが全体のライフサイクルコストの削減ということだから、バリュー・フォー・マネーがあればやりましょうという視点で見えております。

事務当局 ガイドラインの論点整理については「VFM（細分することはあり得るか）」、「リスク分担関係」、「手順、プロセス関係（協定等はリスク分担関係と併せ取り扱うか、ここで取り扱うか）」と事務当局より示させていただいておりますが、正直なところを申しまして、皆さんそれぞれのお立場でもって、ある意味の認知的不協和感を感じられるかと思うんです。これはある意味で申しまして、括弧なしのところから従来整理されていたところにやや忠実で、それに括弧を付けることによってミスマッチ感が出ているかと思うのですけれども、まだ事務方としても、みんなで相談したわけでもなければ、内政審議室長と相談したわけでもありませんけれども、I委員からもお話がございましたけれども、リスクの問題というのは、結局現実にやっていくとどうしても協定の問題と非常に密接になるでしょうし、また協定の問題について非常に御関心が高かった。金融の問題がないといろんな意味で現実問題としてPFIというのが動いていかないというところの重要性というのは非常に高いかと思っております。

この席にはG委員、あるいはK委員を初めとしまして金融にお詳しい方が随分いらっしゃいますので、できるだけ金融のことを申し上げないようにしていただいておりますけれども、現実には金融ファクターというものを考えていただかないとできない。しかし、それについて金融は後からついてこいというような話が出やすいところがあるわけでもありますので、そういう点からしますと、協定というのは金融の面からいって非常に重要性もあると思います。リスクの分担そのものがまさに担保価値、担保の安定性の問題と密接に関連

していますので、こちらの印象としましては、リスクの分担の問題と協定の問題というのが比較的一括りにしやすい問題なのかなと。I委員からお話がありましたように、バリュー・フォー・マネーの方を仮に先に結論を出すにしても、特にリスク分担と協定は動き出すと非常にたくさんありますから、これは一つのファクターとして、最初からかかっていく必要があるようなファクターなのではないのかという点。

後手順、プロセスという中にこの協定を入れておきますと、非常に協定が重くなってしまふ。そういう点からしまして、手順、プロセスの中のエネルギーの相当部分が協定に引っ張られてしまって、ほかのものがどうかなという点と、やはり手順、プロセスのところでは全体を見て、いわば、それとVFMとか率とか、そちらの方とお互いにフィードバックし合うような形でやっていくという点からすると、ある意味で縦の問題と横の問題というお話はありましたけれども、縦のワーキンググループと横のワーキンググループというわけにまいませんので、ワーキンググループ的なことでもって手順を考えれば、手順、プロセスの関係というのは、協定は外してしまって、リスクの方にでもくっついてもらった上で、全体を見ていく作業単位が一つ要るのかなというような印象を私は持っているというところ です。

N専門委員 先ほどの建設費の議論をしますと、やはり議論の中でPSCの方にリスク調整費というのをどうカウントするかという議論があります。結局PSCに例えば20%のせることができれば、官民同じ建設費でも事業が成立しますから、そんなにゼネコンにコストダウンを要求するような議論ではなくなるんですが、公共の側でリスク調整費をどうしましょうかというのが議論になっていて、リスクを適切に理解してもらえないですから控え目に置いてしまうと、結局PFIの側で70とか80に建設費を置かないとVFMが出てこないことになります。当然SPCの方は利益を出して税金を払いますからVFMがなかなか出てこない。結局コストダウンを期待するという言葉に置き換えてしまうのですが、こういったことについて何とか議論したいなというのが一つ。

それから先ほど最後締めいただきましたように、手順、プロセスというところも、ヒアリングをする前は、3番目のような位置付けをされていたんですけども、ヒアリングでいろんな方に聞いてみますと、手順、プロセスというのは非常に大事で、ガイドラインとして早く作ってあげる必要があるんじゃないかと思いました。

西野部会長 今おっしゃられたとおり、手順、プロセスの話は、ヒアリングの一つの成果だったと思うんです。ヒアリングを聞いているうちに、ある程度それに触れないといけないかなというのは、私、あるいはN委員だけではなくて、皆さんもそういう印象を持たれたのではないかと考えております。一つ論点の大きなことかと思えます。事務局もそういう意味でここに書かれていると理解をしております。

それから今のリスクの話、建設費の話等では、先ほどB委員が言っておられましたように、リスクという意味でいろんなことが言われるのは非常に大事な話かなと思います。

今日は、いろいろな話題は出ておりますが、論点という意味では整理がほとんどできて

おりません。委員の方々にお願いしたいのは、ぜひ今日の議論を踏まえまして、個々の方々がこういう問題をきちんと取り上げた方がいいのではないかとということで、次回は時間をかなり取ってございますので、次回で論点の整理を終わり、ガイドライン自体のイメージをどのようにするかという、実質上有益なガイドラインにするというふうなことで仕上がりはどうするか、その辺を踏まえまして、全体をどうするかというのをこの次に詰めていただいて、そしてたたき台を作る作業に入っていくというふうにしたいと思っております。

次回の合同部会は6月16日の午後1時から開催したいと思います。終了時刻は一応午後5時ということを用意しております。

それから、本日、会議終了後、総理府PFI推進室の阿部参事官に記者会見を行っていただきます。

以上を持ちまして、今日の議事をすべて終了いたしましたので閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。